

し尿処理施設生活環境影響調査書

令和 8 年（2026 年） 3 月

西 知 多 医 療 厚 生 組 合

目 次

第 1 章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の方針	1
第 2 章 施設の設置に関する計画等	2
1. 施設の設置者の氏名及び住所	2
2. 施設の名称及び場所	2
3. 施設の概要	4
4. 施設において処理する廃棄物の種類	4
5. 施設の処理能力及び処理方式	5
5—1. 処理能力	5
5—2. 処理方式	5
6. 廃棄物等運搬計画	8
7. 公害防止基準	8
8. 騒音・振動の発生源となる機器	9
第 3 章 生活環境影響調査項目の選定	11
1. 選定した項目及びその理由	11
2. 選定しなかった項目及びその理由	13
第 4 章 生活環境影響調査の結果	14
1. 地域概況	14
1—1. 自然的状況	14
1—2. 社会的状況	19
2. 関係法令等	25
2—1. 騒 音	25
2—2. 振 動	29
2—3. 悪 臭	30
2—4. 水 質	32
3. 騒 音	38
3—1. 調査対象地域	38

3—2.	既存資料調査	38
3—3.	現況把握	38
3—4.	予 測	42
3—5.	影響の分析	45
4.	振 動	48
4—1.	調査対象地域	48
4—2.	既存資料調査	48
4—3.	現況把握	48
4—4.	予 測	51
4—5.	影響の分析	54
5.	悪 臭	56
5—1.	調査対象地域	56
5—2.	既存資料調査	56
5—3.	現況把握	56
5—4.	予 測	59
5—5.	影響の分析	60
6.	水質	63
6—1.	調査対象地域	63
6—2.	既存資料調査	63
6—3.	現況把握	65
6—4.	予 測	70
6—5.	影響の分析	71
7.	総合評価	72

第 1 章 調査の概要

1. 調査の目的

西知多医療厚生組合（以下、「本組合」という。）が計画している、し尿処理施設の基幹的設備改良工事により、処理システムが変更となる。これに伴い、一般廃棄物処理施設の変更の届出が必要となることから、生活環境影響調査を実施し、生活環境に係る調査、予測・分析、並びに必要な環境保全措置の検討を行うことを目的とする。

2. 調査の方針

本調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策本部廃棄物対策課）に基づき実施した。

周辺環境への予測・評価の条件となる施設の計画諸元については、現時点で本組合が想定できる範囲とした。

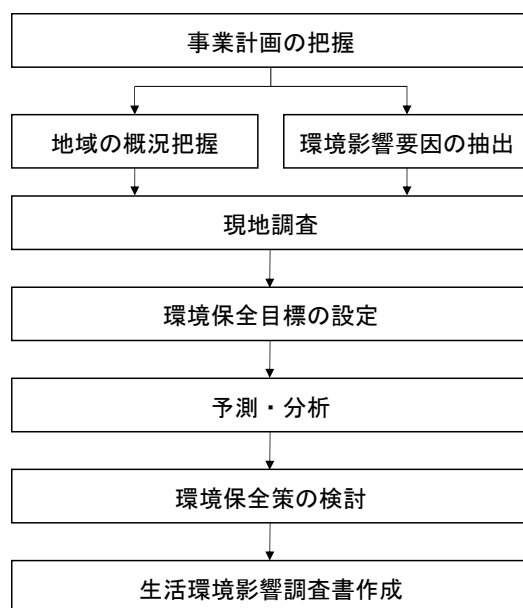


図 1-1 生活環境影響調査の流れ

第 2 章 施設の設置に関する計画等

1. 施設の設置者の氏名及び住所

設置者：西知多医療厚生組合

管理者 花田 勝重

住 所：愛知県知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2

2. 施設の名称及び場所

設置名称：西知多医療厚生組合 衛生センター

設置場所：愛知県知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2 （以下、「事業予定地」という。）

東海市及び知多市の位置は図 2-1 に示すとおり、いずれも愛知県の南部、知多半島の北部に位置する。東海市は知多半島の付け根にあたり、名古屋市の南に隣接し、名古屋都市圏の一部を構成している。一方、知多市は東海市の南側に位置し、知多半島の中央部に広がる市である。

両市は隣接関係にあり、東海市が都市・工業機能を担う北側拠点、知多市が住宅地や農業・ため池群を多く有する内陸部として位置づけられる。

本組合は、図 2-2 に示すとおり、構成市である東海市と知多市の市境近傍（知多市側）に位置している。

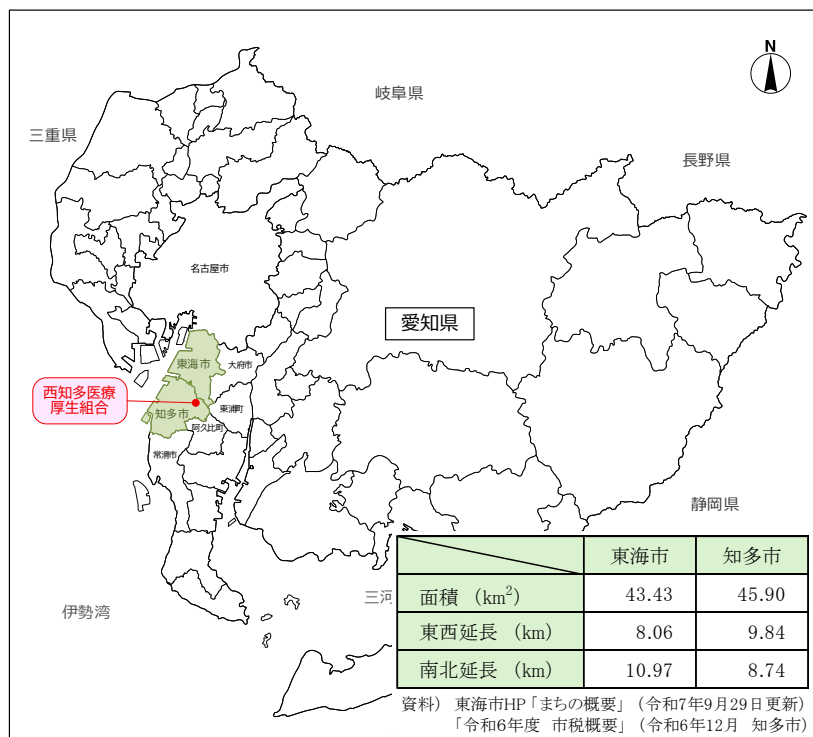
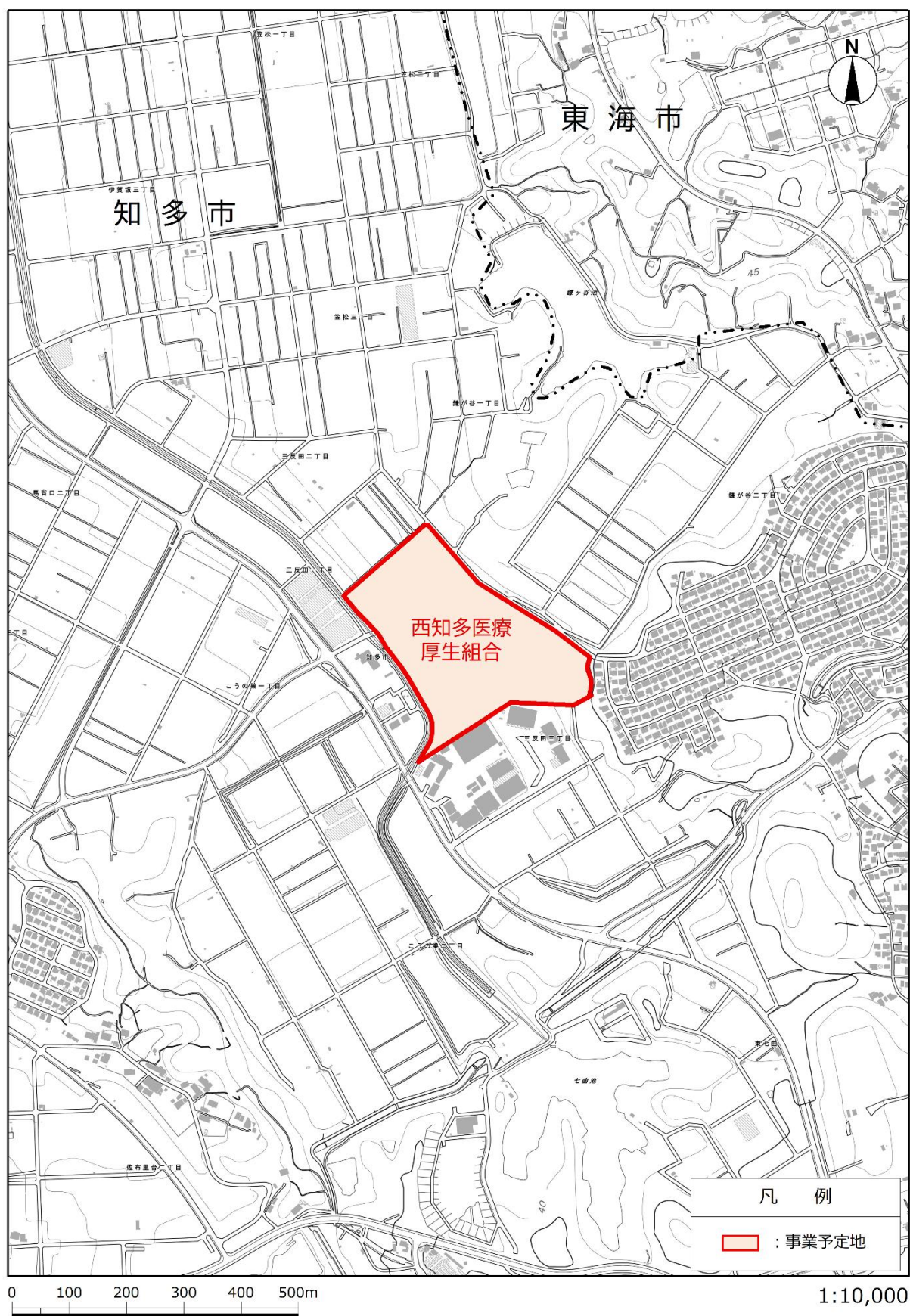


図 2-1 東海市及び知多市の位置



資料) 国土交通省国土地理院HP「地理院地図(電子国土WEB)」より作成

図 2-2 事業予定地の位置

3. 施設の概要

本施設はし尿処理施設に該当し、施設の概要は表 2-1 に示すとおりである。

また、基幹的設備改良工事に伴い処理能力及び処理方式等が変更となる。

以下、基幹的設備改良工事前の施設を「現有施設」、改良工事後の施設を「計画施設」という。

表 2-1 施設概要

施 設 の 名 称	衛生センター
施 設 所 管	西知多医療厚生組合
施 設 所 在 地	愛知県知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2
計画処理能力	現有施設：100kℓ/日（生し尿 25kℓ/日 浄化槽汚泥 75kℓ/日） 計画施設：65kℓ/日（生し尿 4kℓ/日 浄化槽汚泥 61kℓ/日）
処 理 方 式	現有施設：高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 計画施設：前脱水＋硝化脱窒素処理方式＋高度処理
竣 工 年 度	現有施設：平成 8 年 3 月 計画施設：令和 12 年度（竣工予定）
放 流 水 質	性能保証値（基準値）
pH (－)	5.8～8.6
BOD (mg/ℓ)	10 以下
COD (mg/ℓ)	20 以下
SS (mg/ℓ)	10 以下
T-N (mg/ℓ)	10 以下
T-P (mg/ℓ)	1 以下
色度 (度)	20 度以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	現有施設：300 以下
大腸菌数 (CFU/ml)	計画施設：80 以下
用 水 の 種 類	上水
放 流 先	準用河川野崎川
敷 地 面 積	約 72,636 m ²

4. 施設において処理する廃棄物の種類

施設において処理する廃棄物の種類は、し尿、浄化槽汚泥の 2 種類である。なお、計画施設の搬入し尿、浄化槽汚泥の計画性状は、表 2-2 に示すとおりである。

表 2-2 し尿、浄化槽汚泥の計画性状

搬入性状					
pH (－)	BOD (mg/ℓ)	COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	T-N (mg/ℓ)	T-P (mg/ℓ)
7.3	3,600	3,000	8,000	720	90

5. 施設の処理能力及び処理方式

5—1. 処理能力

施設の処理能力は、以下に示すとおりとなる。

○現有施設：100kℓ/日

○計画施設：65kℓ/日

5—2. 処理方式

現有施設と計画施設の処理フロー比較は、表 2-3 に示すとおりである。

主な変更点は、以下の2点である。

【主な変更点】

① し尿等の前脱水処理

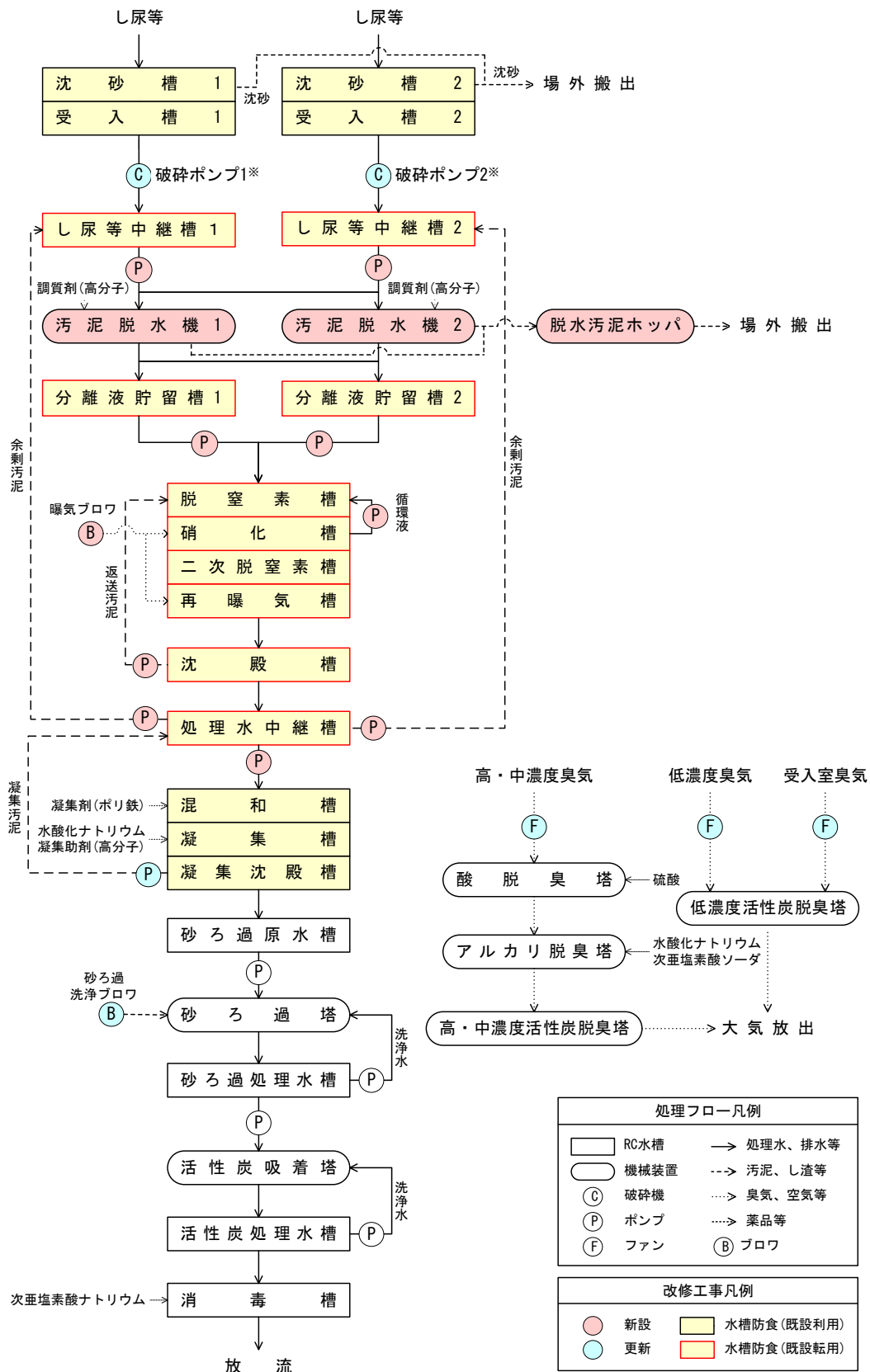
浄化槽汚泥の性状変動抑制のため、生物処理前に前脱水を行う

② 希薄化したし尿等の硝化脱窒素処理

濃度が薄いし尿等でも硝化脱窒素処理が可能なシステムへ変更

表 2-3 処理フロー比較

項 目	現有施設	計画施設
施設整備規模	100kℓ/日	65kℓ/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	前脱水＋硝化脱窒素処理方式＋高度処理
処理フロー	し 尿 等 <pre> graph TD A[受入・前処理設備] --> B[高負荷脱窒素処理設備] B -.-> C[汚泥処理設備
（焼却炉）] C -.-> D[焼却灰] B --> E[高度処理設備] E --> F[放流設備] F --> G[放流（公共用水域）] </pre> 凡 例 → 処理水 -.-> 汚泥	し 尿 等 <pre> graph TD A[受入・前処理設備] --> B[固液分離
（前脱水）設備] B -.-> C[脱水汚泥] B --> D[脱窒素
処理設備] D --> E[高度処理設備] E --> F[放流設備] F --> G[放流（公共用水域）] </pre> 凡 例 → 処理水 -.-> 汚泥
放流量	150kℓ/日	130kℓ/日



※ 後段にドラムスクリーン、スクリープレスを設置し、し渣を除去する方式也可。

図 2-4 計画施設の処理フロー

6. 廃棄物等運搬計画

廃棄物等の搬出入時間、搬入台数ともに現有施設と同様とする。

7. 公害防止基準

本事業では、騒音、振動、悪臭については愛知県生活環境の保全等に関する条例等の規制基準を、水質については現有施設の性能保証値を踏まえた基準値を、それぞれ遵守することとした。

1) 騒音

朝	午前 6 時 ～ 午前 8 時	[55] dB 以下
昼 間	午前 8 時 ～ 午後 7 時	[60] dB 以下
夕	午後 7 時 ～ 午後 10 時	[55] dB 以下
夜 間	午後 10 時～翌日午前 6 時	[50] dB 以下

2) 振動

昼 間	午前 7 時 ～ 午後 8 時	[65] dB 以下
夜 間	午後 8 時～翌日の午前 7 時	[60] dB 以下

3) 悪臭

臭気指数	[15] 以下
------	-----------

4) 放流水質

pH	[5.8～8.6]
BOD	[10] mg/ℓ以下
COD	[20] mg/ℓ以下
SS	[10] mg/ℓ以下
T-N	[10] mg/ℓ以下
T-P	[1] mg/ℓ以下
色度	[20] 度以下
大腸菌数	[80] CFU/ml

8. 騒音・振動の発生源となる機器

本事業においては、現有施設と計画施設で騒音・振動の発生源となる機器が変更する場合があります。

現有施設の騒音の発生源となる機器は表 2-4 に、計画施設の騒音の発生源となる機器は表 2-5 に示すとおりである。

また、現有施設の振動の発生源となる機器は表 2-6 に、計画施設の振動の発生源となる機器は表 2-7 に示すとおりである。

表 2-4 現有施設の騒音発生対象機器

No	機器名称	基数	形 式	能 力
①	分離機	2	遠心分離型脱水機	14.8m ³ /時
②	砂ろ過洗浄ブロワ	1	ルーツブロワー	1.0m ³ /分
③	コンプレッサー	1	ベビコン	0.24m ³ /分
④	排気ファン	1	ターボファン	240m ³ /分
⑤	冷却ファン	1	ターボファン	65m ³ /分
⑥	燃焼ファン	1	ターボファン	55m ³ /分
⑦	焼却コンプレッサー	1	ベビコン	0.08m ³ /分
⑧	高濃度臭気ファン	1	ターボファン	23m ³ /分
⑨	中濃度臭気ファン	1	ターボファン	52m ³ /分
⑩	低濃度臭気ファン	1	ターボファン	213m ³ /分
⑪	受入室臭気ファン	1	ターボファン	255m ³ /分
⑫	IZ 循環ポンプ	1	汚水汚物渦巻ポンプ	29m ³ /時

表 2-5 計画施設の騒音発生対象機器

No	機器名称	基数	形 式	能 力
①	汚泥脱水機	2	遠心脱水機	8.2m ³ /時
②	汚泥貯留槽攪拌ブロワ	1	ルーツブロア	1.14m ³ /分
③	中継槽攪拌ブロワ	1	ルーツブロア	1.9m ³ /分
④	曝気ブロワ	1	ルーツブロワ	4.3m ³ /分
⑤	砂ろ過洗浄ブロワ	1	ルーツブロワ	1.0m ³ /分
⑥	高濃度臭気ファン	1	ターボファン	23m ³ /分
⑦	中濃度臭気ファン	1	ターボファン	52m ³ /分
⑧	低濃度臭気ファン	1	ターボファン	213m ³ /分
⑨	受入室臭気ファン	1	ターボファン	255m ³ /分
⑩	計装用コンプレッサー	1	オイルフリーベビコン	0.24m ³ /分

表 2-6 現有施設の振動発生対象機器

No	機器名称	基数	形 式	能 力
①	砂ろ過洗浄ブロワ	1	ルーツブロワー	1.0m ³ /分
②	コンプレッサー	1	ベビコン	0.24m ³ /分
③	排気ファン	1	ターボファン	240m ³ /分
④	冷却ファン	1	ターボファン	65m ³ /分
⑤	燃焼ファン	1	ターボファン	55m ³ /分
⑥	焼却コンプレッサー	1	ベビコン	0.08m ³ /分
⑦	高濃度臭気ファン	1	ターボファン	23m ³ /分
⑧	中濃度臭気ファン	1	ターボファン	52m ³ /分
⑨	低濃度臭気ファン	1	ターボファン	213m ³ /分
⑩	受入室臭気ファン	1	ターボファン	255m ³ /分

表 2-7 計画施設の振動発生対象機器

No	機器名称	基数	形 式	能 力
①	汚泥貯留槽攪拌ブロワ	1	ルーツブロア	1.14m ³ /分
②	中継槽攪拌ブロワ	1	ルーツブロア	1.9m ³ /分
③	曝気ブロワ	1	ルーツブロワ	4.3m ³ /分
④	砂ろ過洗浄ブロワ	1	ルーツブロワ	1.0m ³ /分
⑤	高濃度臭気ファン	1	ターボファン	23m ³ /分
⑥	中濃度臭気ファン	1	ターボファン	52m ³ /分
⑦	低濃度臭気ファン	1	ターボファン	213m ³ /分
⑧	受入室臭気ファン	1	ターボファン	255m ³ /分
⑨	計装用コンプレッサー	1	オイルフリーベビコン	0.24m ³ /分

第 3 章 生活環境影響調査項目の選定

1. 選定した項目及びその理由

計画施設は「し尿処理施設」に該当し、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に示された同施設における標準的な調査項目及び設定理由を基に、調査対象項目を選定した。

生活環境影響要因と標準的な調査項目は表 3-1 に、選定した項目及びその理由は表 3-2 に示すとおりである。

表 3-1 生活環境影響要因と標準的な調査項目

調査事項		生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	施設からの 処理水の放流	施設の稼働	施設からの 悪臭の漏洩	し尿等の運搬 車両の走行
大 気 環 境	大気質	二酸化窒素 (NO ₂)				—
		浮遊粒子状物質 (SPM)				—
	騒 音	騒音レベル		○		—
	振 動	振動レベル		○		—
	悪 臭	特定悪臭物質濃度 または臭気指数（臭気濃度）			○	
水 環 境	水 質	生物化学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)	○			
		浮遊物質 (SS)	○			
		その他必要な項目 ^{注)}	○			

注 1) 表中の記号については以下に示すとおりである。

○：標準的な調査項目であり、本調査の生活環境影響調査項目として選定する。

—：標準的な調査項目であるが、本調査の生活環境影響調査項目として選定しない。

注 2) その他必要な項目とは、処理する廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、環境影響が予測される項目を示す。たとえば、全窒素 (T-N)、全りん (T-P) (T-N、T-P を含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) 等があげられる。

資料) 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 18 年）

表 3-2 選定した項目及びその理由

調査項目		生活環境 影響要因	選定の 有無 ^{注)}	選定した項目及び理由
大気環境	騒音・振動	施設の稼働	○	・調査指針では、「施設の稼働により騒音・振動が変化する場合に対象とする」とされている。 ・騒音・振動の発生源が変化するため、調査対象と判断した。
	悪臭	施設からの悪臭の漏洩	○	・調査指針では、「施設から漏洩する悪臭の影響がある場合に対象とする」とされている。 ・処理システムが変更されることから、悪臭の影響を把握するため、調査対象と判断した。
水環境	水質	施設からの処理水の放流	○	・調査指針では、「施設排水を下水道へ放流するなど、公共用水域への排出を行わない場合は、対象から除くことができる」とされている。 ・計画施設においても施設からの排水は、現状通り公共用水域（河川）へ排出する計画となっているため、処理システム変更による影響を把握する目的から調査対象と判断した。

注) 選定の有無 ○：影響が想定されるため、調査を実施する。

2. 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目及びその理由は、表 3-3 に示すとおりである。

表 3-3 選定しなかった項目及びその理由

調査項目		生活環境 影響要因	選定の 有無 ^{注)}	選定しなかった項目及びその理由
大気環境	大気質	し尿等の運搬 車両の走行	—	・調査指針では、「廃棄物運搬車両が相当程度変化する場合に対象とする」とされている。 ・現有施設と計画施設で収集範囲に変更はなく、近年の傾向から人口減少に伴う、し尿及び浄化槽汚泥搬入量の減少が予測されるため、施設全体としての運搬車両走行台数は現状維持、または減少すると想定される。 また、計画施設では汚泥焼却設備の停止を計画しているため、排出される脱水汚泥量の増加が見込まれるが、当該汚泥の搬出車両は1日あたり1台程度にとどまると想定している。 したがって、計画施設の関係車両の走行に伴う自動車排ガスが周辺の生活環境に与える影響は、現有施設と同程度と考えられることから、調査対象外と判断した。
	騒音・振動	し尿等の運搬 車両の走行	—	・調査指針では、「廃棄物運搬車両が相当程度変化する場合に対象とする」とされている。 ・現有施設と計画施設で収集範囲に変更はなく、近年の傾向から人口減少に伴う、し尿及び浄化槽汚泥搬入量の減少が予測されるため、施設全体としての運搬車両走行台数は現状維持、または減少すると想定される。 また、計画施設では汚泥焼却設備の停止を計画しているため、排出される脱水汚泥量の増加が見込まれるが、当該汚泥の搬出車両は1日あたり1台程度にとどまると想定している。 したがって、計画施設の関係車両の走行に伴う騒音・振動が周辺の生活環境に与える影響は、現有施設と同程度と考えられることから、調査対象外と判断した。

注) 選定の有無 —：標準的な調査項目であるが、現況調査・予測・評価を実施しない。

第 4 章 生活環境影響調査の結果

1. 地域概況

1—1. 自然的状況

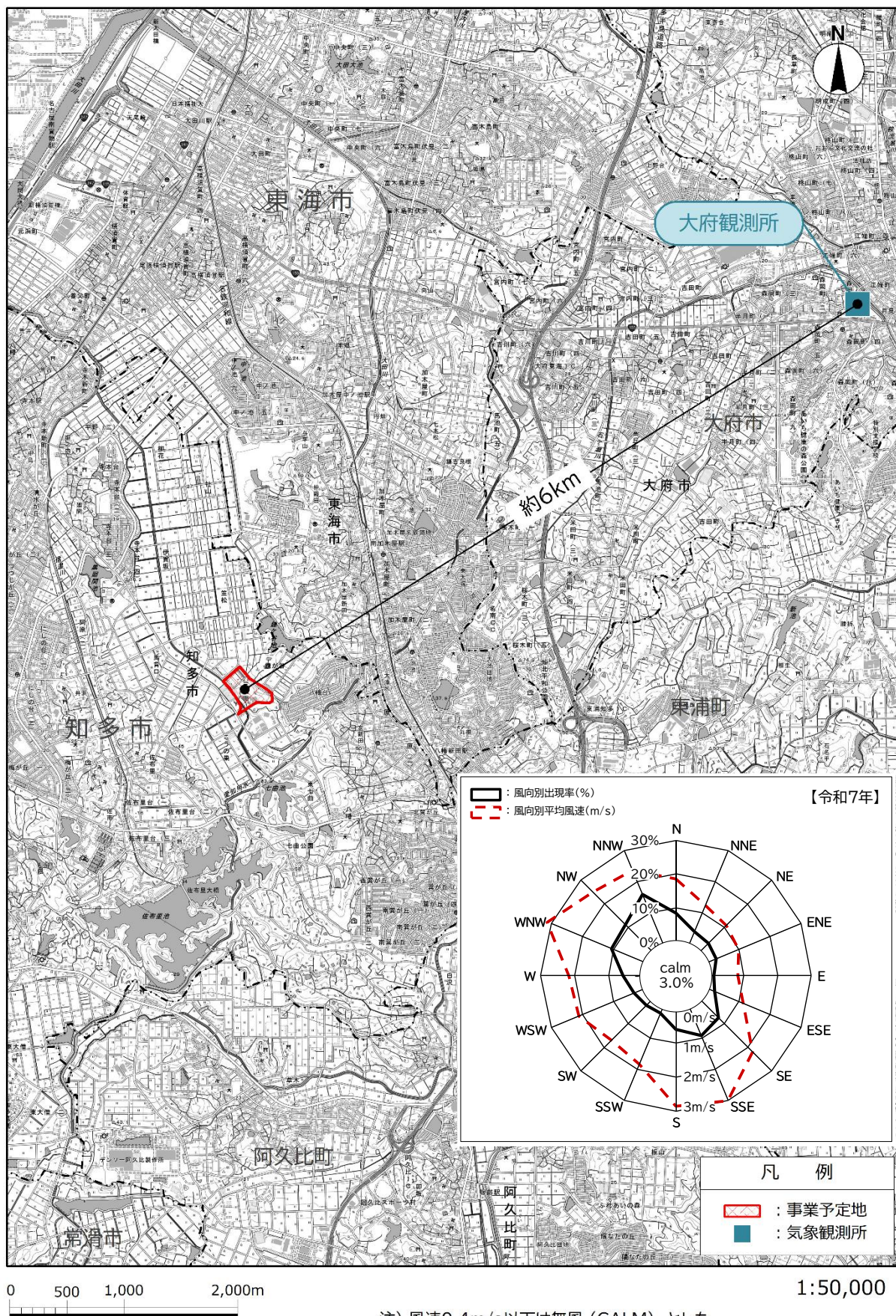
1) 気 象

事業予定地周辺の気象状況を把握するため、事業予定地から約 6km の地点にある「大府観測所」における気象状況を整理した。

大府観測所の位置と風況（風配図）は図 4-1 に、令和 7 年の気象状況は表 4-1 及び図 4-2 に、過去 5 年間の気象状況は表 4-2 に示すとおりである。

令和 7 年の年間平均風速は 2.2m/s であり、北北西の風が卓越していた。また、年間平均気温は 17.2℃、合計降雨量は 1,252.5mm であった。

過去 5 年間（令和 3 年～令和 7 年）における年間平均風速は 2.2～2.3m/s の範囲にあり、年間平均気温は 16.8～17.7℃の範囲にあった。



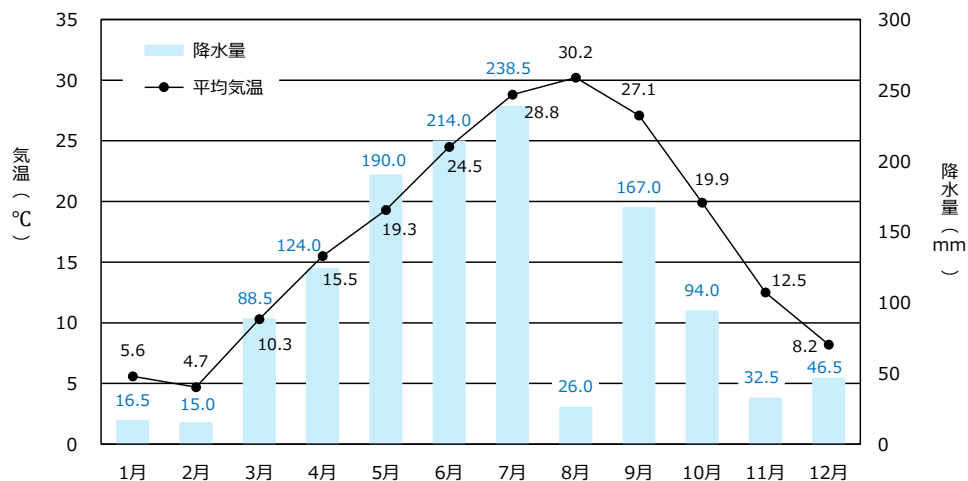
注) 風速0.4m/s以下は無風(CALM)とした。
資料) 国土交通省国土地理院HP「地理院地図(電子国土WEB)」より作成

図 4-1 大府観測所の位置と気象状況(風配図)

表 4-1 気象の状況（大府観測所：令和 7 年）

	風速 (m/s)	気温 (°C)			降水量 (mm)	
	平均	平均	最高	最低	日最大	合計
1月	2.4	5.6	14.3	-1.7	12.5	16.5
2月	2.7	4.7	14.7	-3.2	7.0	15.0
3月	2.6	10.3	24.5	0.2	22.0	88.5
4月	2.6	15.5	29.1	5.3	59.0	124.0
5月	2.3	19.3	30.8	7.8	43.0	190.0
6月	2.1	24.5	37.0	14.0	46.0	214.0
7月	2.5	28.8	37.1	21.9	94.5	238.5
8月	2.0	30.2	39.0	25.1	22.5	26.0
9月	2.0	27.1	37.1	17.7	112.0	167.0
10月	1.7	19.9	31.2	7.9	22.0	94.0
11月	1.8	12.5	22.4	1.6	19.5	32.5
12月	2.1	8.2	19.8	-0.7	14.5	46.5
年間	2.2	17.2	39.0	-3.2	112.0	1,252.5

資料) 気象庁HP「過去の気象データ検索」



資料) 気象庁 HP「過去の気象データ検索」

図 4-2 気象の状況（大府観測所：令和 7 年）

表 4-2 気象の状況（大府観測所：過去 5 年間）

	風速 (m/s)	気温 (°C)			降水量 (mm)	
	平均	平均	最高	最低	日最大	合計
令和3年	2.3	16.9	38.5	-4.7	97.0	1,706.0
令和4年	2.3	16.8	38.4	-3.2	181.0	1,600.5
令和5年	2.2	17.3	37.8	-4.1	151.5	1,355.0
令和6年	2.2	17.7	38.9	-3.0	80.0	1,655.5
令和7年	2.2	17.2	39.0	-3.2	112.0	1,252.5

資料) 気象庁HP「過去の気象データ検索」

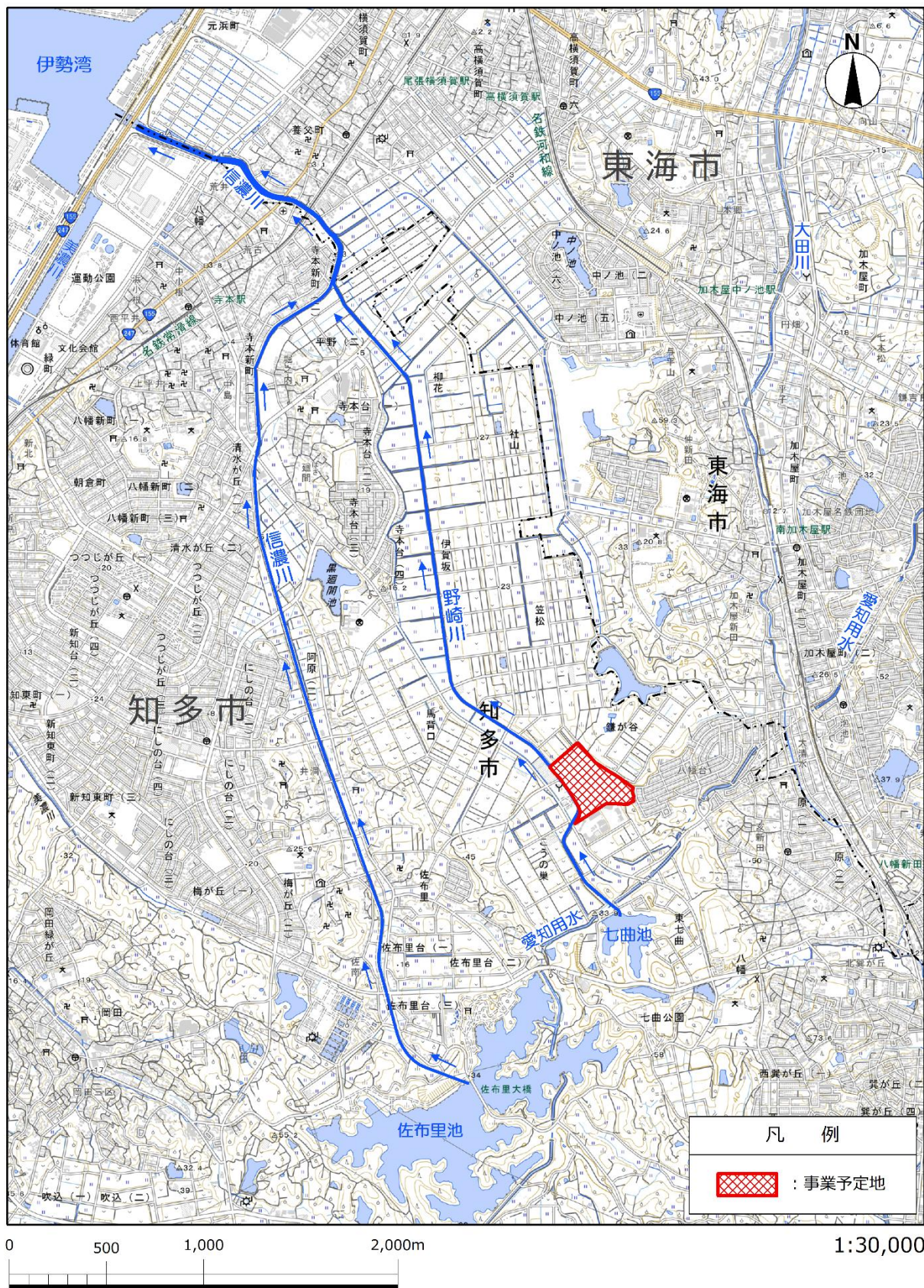
2) 水 象

事業予定地周辺の河川等は、図 4-3 に示すとおりである。

知多市の河川は、丘陵部に築かれた多数のため池を水源とする人工的な水循環系によって成り立っている。

事業予定地南側を北流する野崎川（準用河川）は、七曲池を源流とする上流河川であり、市街地を南から北へ流下し、農地排水や雨水を集めながら下流で信濃川に合流し、伊勢湾へ流下する。

信濃川（二級河川）は、市中央部を北西方向へ流下した後、下流部において野崎川と接続し、伊勢湾へ放流される。



資料) 国土交通省国土地理院HP「地理院地図(電子国土WEB)」より作成

図 4-3 事業予定地周辺の河川等

1—2. 社会的状況

1) 人 口

本組合を構成する東海市と知多市の人口及び世帯数の推移は表 4-3 及び図 4-4 に示すとおりである。

令和 7 年の東海市の人口は 113,352 人、知多市は 83,017 人であり、令和 3 年と比較すると、東海市は 1,320 人、知多市は 2,285 人減少している。また、令和 7 年の東海市の世帯数は 52,385 世帯、知多市は 37,359 世帯であり、令和 3 年と比較すると、東海市は 1,096 世帯、知多市は 1,022 世帯増加している。

令和 3 年から令和 7 年にかけて、東海市と知多市ともに人口は減少する一方、世帯数は増加しており、単身世帯化などによる世帯規模の縮小が進行している。

表 4-3 人口及び世帯数の推移

各年1月1日現在

	東 海 市					知 多 市				
	人 口 (人)			世 帯 数 (世 帯)		人 口 (人)			世 帯 数 (世 帯)	
		前年比 増減	累計 増減 (R3比)		前年比 増減		前年比 増減	累計 増減 (R3比)		前年比 増減
令和3年	114,672	—	基準	51,289	—	85,302	—	基準	36,337	—
令和4年	114,107	-565	-565	51,338	+49	84,719	-583	-583	36,481	+144
令和5年	113,625	-482	-1,047	51,481	+143	84,002	-717	-1,300	36,656	+175
令和6年	113,354	-271	-1,318	51,857	+376	83,610	-392	-1,692	37,044	+388
令和7年	113,352	-2	-1,320	52,385	+528	83,017	-593	-2,285	37,359	+315

資料)「住民基本台帳に基づく人口・世帯数」(総務省)

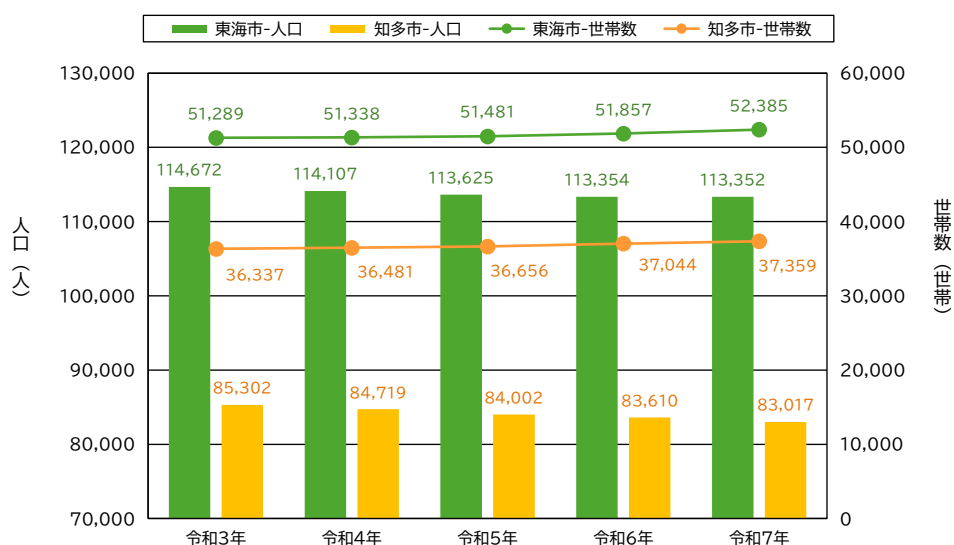


図 4-4 人口及び世帯数の推移 (合計)

2) 土地利用

東海市及び知多市の令和5年現在の地目別土地利用状況は、表4-4及び図4-5に示すとおりである。構成割合は、両市ともに「宅地」が最も多く、次いで「その他」が占めている。

表4-4 地目別土地利用状況（令和5年）

		田	畑	宅地	山林	水面	道路	その他	計
東海市	面積 (ha)	169	419	2,371	84	169	524	607	4,343
	構成 (%)	3.9	9.6	54.6	1.9	3.9	12.1	14.0	100
知多市	面積 (ha)	461	595	1,711	242	172	447	959	4,587
	構成 (%)	10.1	13.0	37.3	5.3	3.7	9.7	20.9	100

注) 構成割合は四捨五入をしているため、合計が100にならない場合がある。

資料) 「土地に関する統計年報（2024年版）」(愛知県)

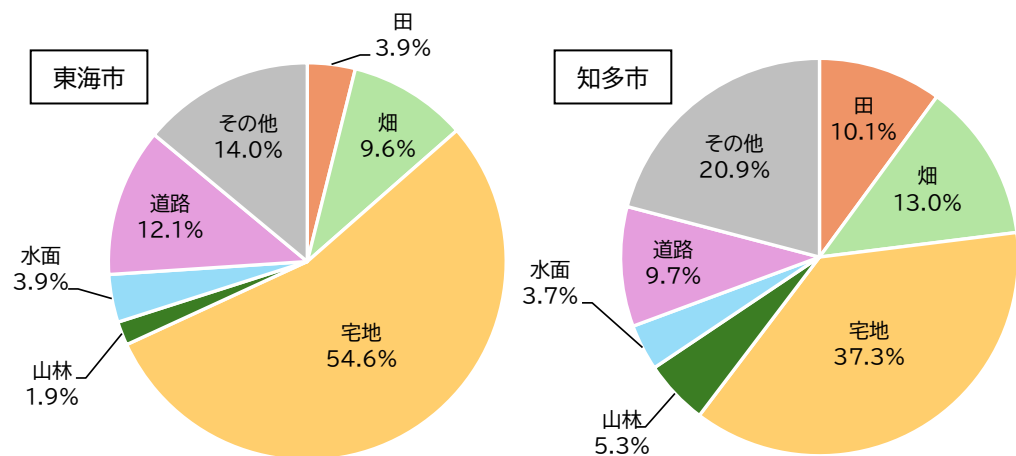


図4-5 地目別土地利用状況（令和5年）

3) 都市計画法に基づく用途地域の指定状況

東海市及び知多市における用途地域の指定状況は、表4-5に示すとおりである。

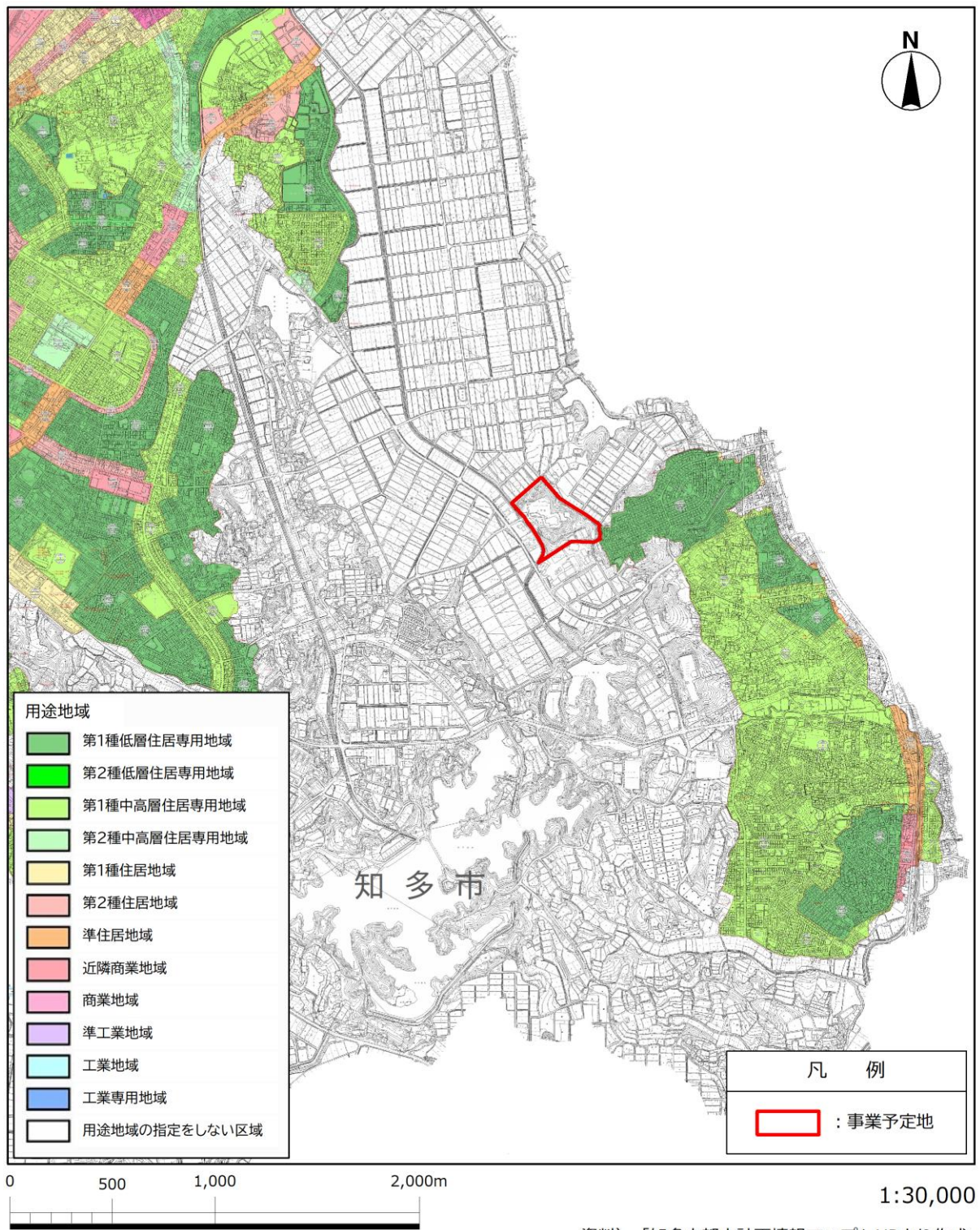
区分別の土地面積は、東海市が29.36%、知多市が18.30%とともに工業専用地域が最も多い。次いで東海市が14.99%、知多市が11.38%とともに第1種中高層住居専用地域が占めている。

事業予定地周辺の用途地域は図4-6に示すとおりである。事業予定地については、用途地域の指定がなく、都市計画法に基づく市街化調整区域に該当する。

表 4-5 用途地域の指定状況

区 分	東海市 (ha) 令和6年4月1日現在		知多市 (ha) 令和5年3月3日現在	
		構成比 (%)		構成比 (%)
第1種低層住居専用地域	152	3.50	295.6	6.44
第2種低層住居専用地域	1.9	0.04	1.7	0.04
第1種中高層住居専用地域	651	14.99	522.3	11.38
第2種中高層住居専用地域	0.6	0.01	27.5	0.60
第1種住居地域	479	11.03	133	2.90
第2種住居地域	82	1.89	51.9	1.13
準住居地域	24	0.55	36.4	0.79
近隣商業地域	95	2.19	58	1.26
商業地域	16	0.37	10.8	0.24
準工業地域	104	2.39	59	1.29
工業地域	185	4.26	16.1	0.35
工業専用地域	1,275	29.36	840	18.30
市街化区域合計	3,066	70.59	2,052	44.71
市街化調整区域	1,277	29.41	2,538	55.29
総 面 積	4,343	100.00	4,590	100.00

資料)「東海市の統計 令和6年度版」(令和7年3月 東海市)
「知多の統計」(令和7年3月 知多市)



資料)「知多市都市計画情報マップ」HPより作成

図 4-6 事業予定地周辺の用途地域

4) 産 業

東海市と知多市の令和3年の事業所数及び従業者数は、表4-6及び図4-7に示すとおりである。東海市と知多市の事業所数及び従業者数は、ともに第3次産業が過半数を占めている。

表4-6 産業別事業所数及び従業者数（令和3年）

令和3年6月現在

区 分	産業分類	東 海 市		知 多 市	
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第1次産業	農業，林業，漁業	14	81	6	47
第2次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	—	—	—	—
	建設業	463	4,785	286	1,905
	製造業	397	19,812	150	4,470
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	180	9	353
	情報通信業	24	527	13	60
	運輸業，郵便業	199	6,086	56	1,030
	卸売業，小売業	814	8,370	390	3,140
	金融業，保険業	54	764	19	193
	不動産業，物品賃貸業	244	998	140	438
	学術研究，専門・技術サービス業	110	2,245	91	631
	宿泊業，飲食サービス業	515	4,694	254	1,872
	生活関連サービス業，娯楽業	350	1,630	203	994
	教育，学習支援業	134	1,054	93	473
	医療，福祉	302	4,155	226	3,107
	複合サービス事業	19	367	18	260
	サービス業（他に分類されないもの）	267	4,321	160	1,262
総 数		3,912	60,069	2,114	20,235

注）公務は調査対象外。

資料）「令和3年経済センサス-活動調査」（総務省統計局）

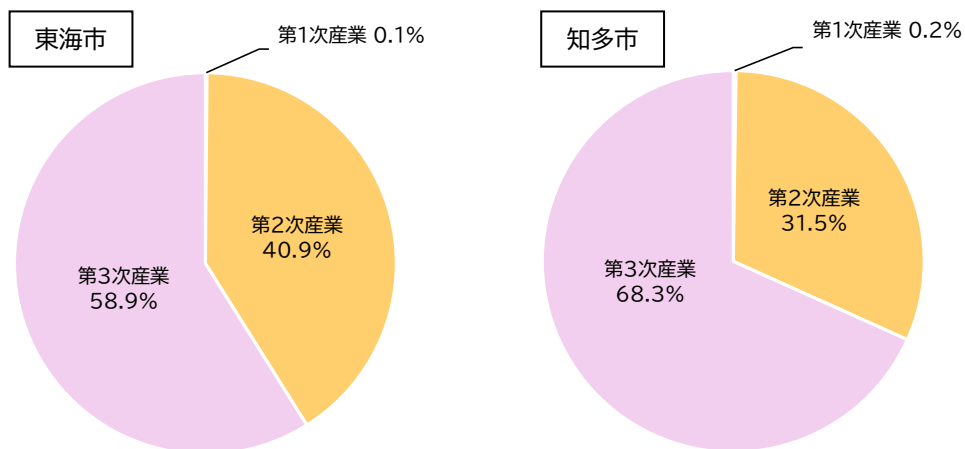
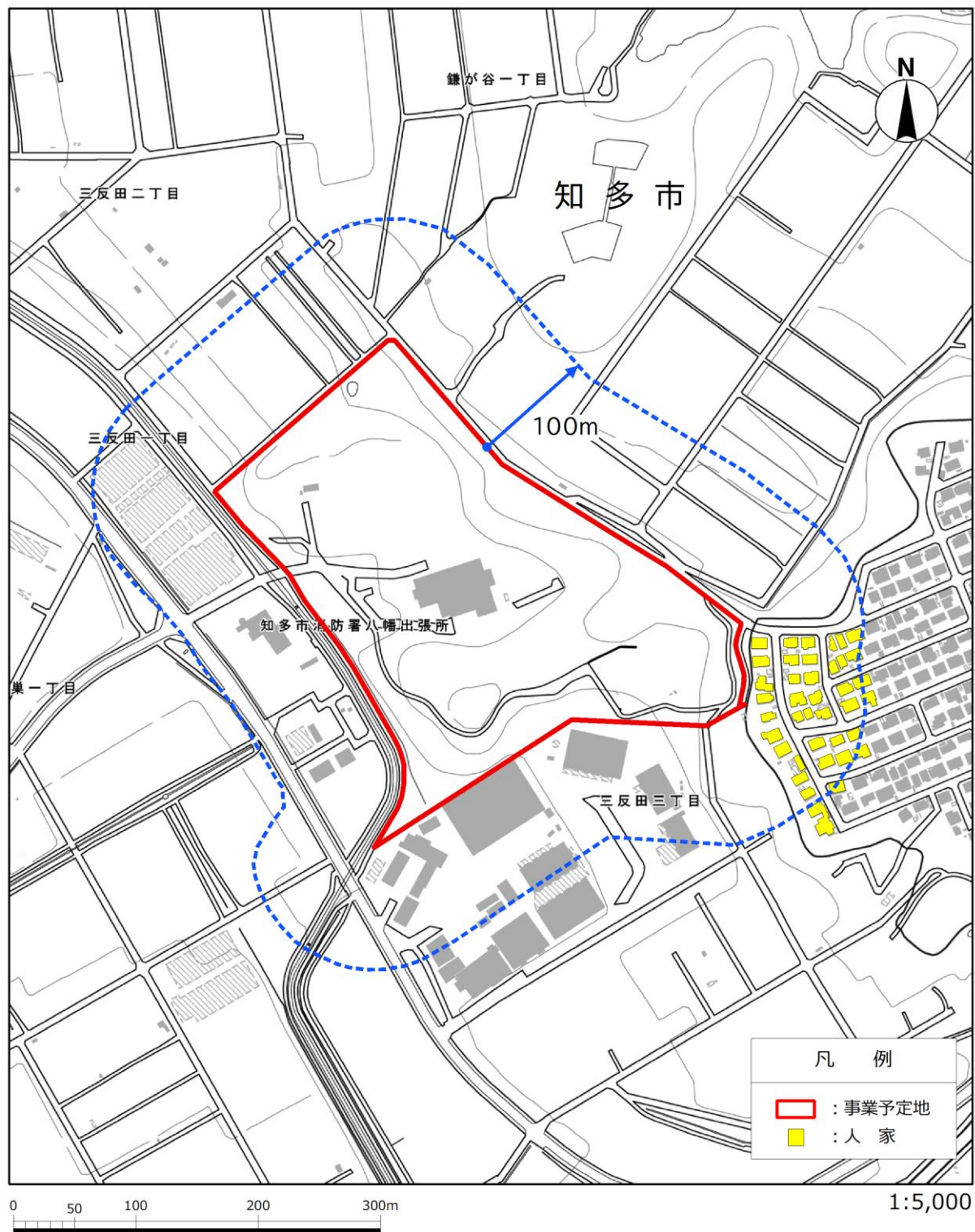


図4-7 産業別従業者数の構成割合（令和3年）

5) 事業予定地周辺の人家

事業予定地の敷地境界より 100m の範囲内に位置する人家は、図 4-8 に示すとおりである。

計画施設の東側において、複数の人家が立地していることが確認された。



資料) 国土交通省国土地理院HP「地理院地図(電子国土WEB)」より作成

図 4-8 事業予定地周辺の人家

2. 関係法令等

2—1. 騒音

1) 環境基準の設定状況

環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、表4-7に示す騒音に係る環境基準が定められている。

表4-7 騒音に係る環境基準

<道路に面する地域以外の地域（一般地域）>

地域の類型	類型当てはめ地域	基準値	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	—	50 dB 以下	40 dB 以下
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	55 dB 以下	45 dB 以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	55 dB 以下	45 dB 以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 dB 以下	50 dB 以下

<道路に面する地域>

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A 類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 類型の地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 C 類型の地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

<特例>

基準値	
昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70 dB 以下	65 dB 以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

注1) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）を示す。

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

資料) 平成10年9月環境庁告示第64号及び平成11年3月愛知県告示第261号

2) 規制基準の設定状況

騒音規制法及び愛知県生活環境の保全等に関する条例では、著しい騒音を発生する施設として、表 4-8 に示す施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定工場等」と呼び、届出の義務を課すとともに、騒音の大きさを規制の対象としている。

特定工場等の騒音に係る規制基準は、表 4-9 に示すとおりである。

表 4-8 特定施設の種類

大分類	小分類	騒音規制法	愛知県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上	
	製管機械	すべて	
	ベンディングマシン (ロール式)	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
	液圧プレス	矯正プレスを除く	すべて
	機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上	
	せん断機	原動機の定格出力 3.75kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤーフォーミングマシン	すべて	
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く	すべて
	タンブラー	すべて	
	切断機	といしを用いるものに限る	高速切断機に限る
	研磨機	(規制対象外)	原動機の定格出力 10kW 以上
	目立機	(規制対象外)	原動機を用いるものに限る
	平削盤	(規制対象外)	原動機の定格出力 7.5kW 以上
送風機(及び排風機)		原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上
空気圧縮機		原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上
冷凍機		(規制対象外)	原動機の定格出力 3.75kW 以上
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力 7.5kW 以上	原動機の定格出力 3.75kW 以上
織機		原動機を用いるものに限る	
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m³ 以上	
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上	
	コンクリートブロックマシン	(規制対象外)	
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	(規制対象外)	
穀物用製粉機		原動機の定格出力ロール式で 7.5kW 以上	原動機の定格出力 7.5kW 以上
木材加工機械	ドラムバーカー	すべて	
	チップパー	原動機の定格出力 2.25kW 以上	
	碎木機	すべて	
	帯のこ盤	製材用…原動機の定格出力 15kW 以上	
	丸のこ盤	木工用…原動機の定格出力 2.25kW 以上	
	かんな盤	原動機の定格出力 2.25kW 以上	
抄紙機		すべて	
印刷機械		原動機を用いるものに限る	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		(規制対象外)	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳造型機		ジョルト式のものに限る	
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		(規制対象外)	原動機の最高出力 37.3kW 以上
走行クレーン	門型走行クレーン	(規制対象外)	原動機の定格出力 7.5kW 以上
	天井走行クレーン	(規制対象外)	原動機の定格出力 7.5kW 以上
洗びん機		(規制対象外)	原動機の合計出力 7.5kW 以上
真空ポンプ		(規制対象外)	原動機の定格出力 7.5kW 以上

資料) 工場等騒音・振動規制のあらまし(愛知県)

表 4-9 特定工場等の規制基準（愛知県）

区域の区分 \ 時間の区分	昼 間 (8～19 時)	朝・夕 (6～ 8 時) (19～22 時)	夜 間 (22～翌 6 時)
第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	45 dB	40 dB	40 dB
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50 dB	45 dB	40 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB	50 dB
都市計画区域で用途地域の 定められていない地域 (市街化調整区域)	60 dB	55 dB	50 dB
工業地域	70 dB	65 dB	60 dB
工業専用地域	75 dB	75 dB	70 dB
都市計画区域以外の地域	60 dB	55 dB	50 dB

注 1) 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）・都市計画区域以外の地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5dB を減じた値とする。

注 2) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5dB を減じた値とする。

資料) 工場等騒音・振動規制のあらまし（愛知県）

3) 基準の適用状況

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全をする上で、維持することが望ましい基準として定められた行政上の政策目標である。事業予定地は都市計画区域の用途地域に定められていないため、B 類型に該当する。

本事業活動に対して適用される規制基準に関しては、愛知県生活環境の保全等に関する条例における特定施設を有するため、同条例の特定工場等の規制基準が適用される。

事業予定地は都市計画区域内の用途地域に定められていないため、昼間 60dB、朝・夕 55dB、夜間 50dB が適用される。

2—2. 振 動

1) 環境基準の設定状況

振動に関しては、環境基本法に基づく環境基準は設定されていない。

2) 規制基準の設定状況

振動規制法及び愛知県生活環境の保全等に関する条例では、著しい振動を発生する施設として、表 4-10 に示す施設（特定施設）を設置する工場・事業場を「特定工場等」と呼び、届出の義務を課すとともに、振動の大きさを規制の対象としている。

特定工場等の振動に係る規制基準は表 4-11 に示すとおりである。

表 4-10 特定施設の種類

大分類	小分類	振動規制法	愛知県生活環境の保全等に関する条例
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く	すべて
	機械プレス	すべて	
	せん断機	原動機定格出力 1kW 以上	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力 37.5kW 以上	
送風機（及び排風機）		指定なし	原動機定格出力 3.75kW 以上
圧縮機		原動機定格出力 7.5kW 以上	原動機定格出力 3.75kW 以上
冷凍機		指定なし	原動機定格出力 3.75kW 以上
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機定格出力 7.5kW 以上	
織機		原動機を用いるもの	
建設用 資材製造機械	コンクリートブロックマシン	原動機定格出力の合計が 2.95kW 以上	
	コンクリート管製造機械	原動機定格出力の合計が 10kW 以上	
	コンクリート柱製造機械		
木材加工機械	ドラムハブカー	すべて	
	チップパー	原動機定格出力 2.2kW 以上	
印刷機械		原動機定格出力 2.2kW 以上	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 （カレンダーロール機以外）		原動機定格出力 30kW 以上	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳造型機		ジョルト式のもの	
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		指定なし	原動機最高出力 37.3kW 以上

資料）工場等騒音・振動規制のあらまし（愛知県）

表 4-11 特定工場等の規制基準（愛知県）

区域の区分	時間の区分 昼 間 (7～20 時)	夜 間 (20～翌日の 7 時)
第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	60 dB	55 dB
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	65 dB	55 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 dB	60 dB
都市計画区域で用途地域の 定められていない地域 (市街化調整区域)	65 dB	60 dB
工業地域	70 dB	65 dB
工業専用地域	75 dB	70 dB
都市計画区域以外の地域	65 dB	60 dB

注 1) 工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5dB を減じた値とする。

注 2) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ 50m の範囲内の基準は上の表の値から 5dB を減じた値とする。

資料) 工場等騒音・振動規制のあらまし（愛知県）

3) 基準の適用状況

本事業活動に対して適用される規制基準に関しては、愛知県生活環境の保全等に関する条例における特定施設を有するため、同条例の特定工場等の規制基準が適用される。事業予定地は都市計画区域内の用途地域に定められていないため、昼間 65dB、夜間 60dB が適用される。

2—3. 悪 臭

1) 環境基準の設定状況

悪臭に関しては、環境基本法に基づく環境基準は設定されていない。

2) 規制基準の設定状況

悪臭防止法では、規制地域内のすべての工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について、特定悪臭物質の濃度によって規制する場合（物質濃度規制）と臭気指数によって規制する場合（臭気指数規制）の 2 通りあり、知多市では表 4-13 に示すとおり、臭気指数によって規制を行っている。

表 4-12 悪臭防止法に基づく規制地域

規制地域の区分	該当地域
第 1 種地域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
第 2 種地域	工業専用地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注 1) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定による都市計画において定められた地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第 5 条の規定により指定された都市計画区域であつて同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

資料) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について 平成 30 年 3 月 30 日改正 告示第 56 号（知多市）

表 4-13 悪臭防止法に基づく規制基準

規制地域の区分	第 1 種地域	第 2 種地域
臭気指数	12	15

資料) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について 平成 30 年 3 月 30 日改正 告示第 56 号（知多市）

3) 基準の適用状況

悪臭防止法に基づく基準は、規制地域内にある全ての事業場において遵守する必要があることから、計画施設に対しても適用される。

事業予定地は都市計画区域内の用途地域に定められていないため、臭気指数 15 が適用される。

2—4. 水 質

1) 環境基準の設定状況

水質の生活環境の保全に関する環境基準は表 4-14 及び表 4-15 に、環境基本法に基づく、人の健康の保護に関する環境基準は表 4-16 に示すとおりである。水質の生活環境の保全に関する環境基準は、水道、水産、工業用水、農業用水などの利用目的に応じて水域ごとに基準値が設定されており、各水域には水域類型の指定が定められている。

放流先である野崎川及び合流する本流の信濃川は、水質の生活環境の保全に関する環境基準の類型が指定されていない。

ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成 11 年環境庁告示第 68 号）により、公共用水域及び地下水を対象に年間平均値として 1pg-TEQ/ℓと定められている。

表 4-14 水質の生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く）ア）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA 以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg／ℓ 以下	25mg／ℓ 以下	7.5mg／ℓ 以上	20CFU／ 100mℓ 以下	水域 類型 ごと に 指 定 す る 水 域
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg／ℓ 以下	25mg／ℓ 以下	7.5mg／ℓ 以上	300CFU／ 100mℓ 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg／ℓ 以下	25mg／ℓ 以下	5mg／ℓ 以上	1000CFU／ 100mℓ 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg／ℓ 以下	50mg／ℓ 以下	5mg／ℓ 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg／ℓ 以下	100mg／ℓ 以下	2mg／ℓ 以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg／ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg／ℓ 以上	-	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする。							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg／ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級
 の水産生物用
 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生
 物用
 〃 3級：コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

表 4-15 水質の生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く）イ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／ℓ以下	0.001mg／ℓ以下	0.03mg／ℓ以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／ℓ以下	0.0006mg／ℓ以下	0.02mg／ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg／ℓ以下	0.002mg／ℓ以下	0.05mg／ℓ以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg／ℓ以下	0.002mg／ℓ以下	0.04mg／ℓ以下	
測定方法		規格K0102-312.2、12.3、12.4及び12.5に定める方法	付表9に掲げる方法	規格K0102-46.2.5に定める方法	

備考1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

表 4-16 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.02mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
1, 2—ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
1, 1—ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
シス—1, 2—ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
1, 1, 1—トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
1, 1, 2—トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
1, 3—ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下
ほう素	1mg/ℓ以下
1, 4—ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度規格K0102-2-15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-214.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	

資料) 昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号

2) 排水基準

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき全国一律の排水基準が定められている。また、愛知県条例により業種、排水量、水域等ごとに上乗せ排水基準が定められている。

一律排水基準は表 4-17 に、本施設に適用される上乗せ排水基準は表 4-18 に示すとおりである。

表 4-17 一律排水基準 (生活環境項目に係る排水基準)

※一日当たりの平均的な排水量が、50m³ 以上のすべての特定事業場に適用

有害物質の種類		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの:	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)		160mg/ℓ (日間平均 120mg/ℓ)
化学的酸素要求量 (COD)		160mg/ℓ (日間平均 120mg/ℓ)
浮遊物質 (SS)		200mg/ℓ (日間平均 150mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/ℓ
フェノール類含有量		5mg/ℓ
銅含有量		3mg/ℓ
亜鉛含有量		2mg/ℓ
溶解性鉄含有量		10mg/ℓ
溶解性マンガン含有量		10mg/ℓ
クロム含有量		2mg/ℓ
大腸菌数		日間平均 800CFU/mℓ
窒素含有量		120mg/ℓ (日間平均 60mg/ℓ)
リン含有量		16mg/ℓ (日間平均 8mg/ℓ)
備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。		
2 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業 (硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業をむ。) に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。		
3 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		
4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。		
5 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。) として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。		
6 リン(りん)含有量についての排水基準は、リン(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。		
※「環境大臣が定める湖沼」=昭60環告27 (窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る湖沼)		
※「環境大臣が定める海域」=平5環告67 (窒素含有量又はリン含有量についての排水基準に係る海域)		

資料) 昭和 46 年総理府令 第 35 号 排水基準を定める省令

表 4-18 上乗せ排水基準（本施設の適用分のみ抜粋）

工場又は事業場			項目及び許容限度 (mg/ℓ)			適用日
			BOD	COD	SS	
既設	下水道処理区域以外	し尿処理施設	(30)	(30)	(70)	S48. 4. 1
備考 1 「下水道処理区域」とは「下水道法」第2条第8号に規定する処理地域 2 BODについての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用 CODについての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水について適用 3 ()に記載されている数値は、日間平均値とする。						

資料) 水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例

3) 総量規制

指定地域内に立地している日平均排水量（冷却水等を含む。）が 50m³ 以上である特定事業場（指定地域内事業場）に対し、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量について 1 日当たりの許容排出量について総量規制基準が定められている。

総量規制基準は、以下の式により設定される。

$$L = C \times Q \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される 1 日の汚濁負荷量（kg/日）

C：都道府県知事が指定地域内事業場の業種等の区分ごとに定める一定の COD、窒素含有量又はりん含有量の濃度（mg/ℓ）

施設の C 値は表 4-19 に示すとおり。

Q：特定排水の量（m³/日）

計画施設における特定排水の量は 130（m³/日）を計画している。

表 4-19 指定地域内事業場の業種等の区分ごとに定める濃度

項 目	C 値 (mg/ℓ)
化学的酸素要求量 (COD)	20
窒素含有量 (T-N)	30
りん含有量 (T-P)	2

資料) 化学的酸素要求量 (COD) に係る総量規制基準（平成 29 年愛知県告示第 286 号）

窒素含有量に係る総量規制基準（平成 29 年愛知県告示第 287 号）

りん含有量に係る総量規制基準（平成 29 年愛知県告示第 288 号）

表 4-20 本施設の許容汚濁負荷量

項 目	排出が許容される汚濁負荷量 L 値 (kg/日)
化学的酸素要求量 (COD)	2.6
窒素含有量 (T-N)	3.9
りん含有量 (T-P)	0.26

3. 騒 音

3—1. 調査対象地域

調査対象地域については、計画施設から発生する騒音が相当程度変化すると考えられる、事業予定地及びその周辺とした。

3—2. 既存資料調査

施設周辺に関する騒音の調査資料は、確認されなかった。

3—3. 現況把握

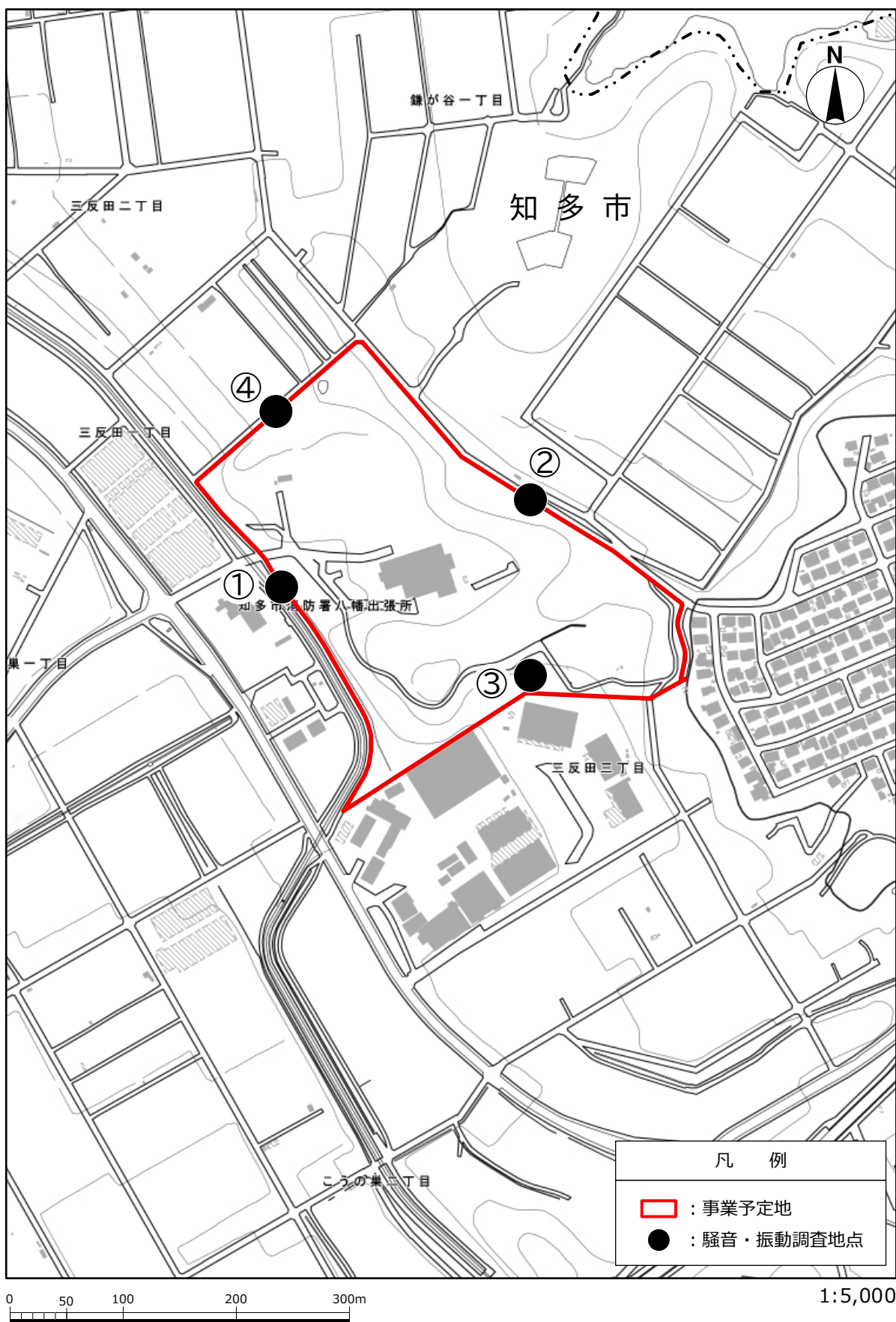
1) 調査項目

施設の稼働に伴い工場・事業場騒音の発生が考えられる。そのため調査項目は以下のとおりとした。なお、現地調査では現有施設の通常稼働時を対象とした。

- ・環境騒音：騒音レベル（等価騒音レベル、時間率騒音レベル）

2) 調査地点

調査地点は、図 4-9 に示す事業予定地敷地境界 4 地点とした。



資料) 国土交通省国土地理院HP「地理院地図（電子国土WEB）」より作成

図 4-9 騒音・振動調査地点位置図

3) 調査時期

調査時期は、表 4-21 に示すとおりである。

表 4-21 調査時期

調査項目		調査期間
環境騒音	騒音レベル	令和 7 年 11 月 26 日 12 時～11 月 27 日 12 時 連続 24 時間測定

4) 調査方法

調査方法と測定機器は、表 4-22 及び表 4-23 に示すとおりである。

表 4-22 調査方法

調査項目		調査方法
環境騒音	騒音レベル	・自動測定機による 24 時間連続測定 ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示 64 号）に規定される方法

表 4-23 測定機器

項 目	測定機器名	メーカー（型式）	測定条件
騒音レベル	精密騒音計	リオン製 (NL-63)	周波数重み特性 A 時間重み特性 F サンプル周期 1sec

5) 調査結果

環境基準における評価値（ L_{Aeq} ：等価騒音レベル）について確認したところ、全地点・全時間区分で基準値を下回った。その比較結果は表 4-24 に示すとおりである。

表 4-24 環境基準との比較結果

(単位：dB)

調査地点	昼間 (6～22時)	夜間 (22時～6時)
①	50	42
②	49	39
③	47	33
④	49	41
環境基準	55	45

また、規制基準の評価値（ L_{A5} ：90％レンジの上端値）について確認したところ、全地点・全時間区分で基準値を下回った。その結果は表 4-25 に示すとおりである。

表 4-25 規制基準との比較結果

(単位：dB)

調査地点	昼間 (8～19時)	朝・夕 (6～8時) (19～22時)	夜間 (22～6時)
①	54	50	46
②	53	48	41
③	51	43	35
④	54	49	43
規制基準	60	55	50

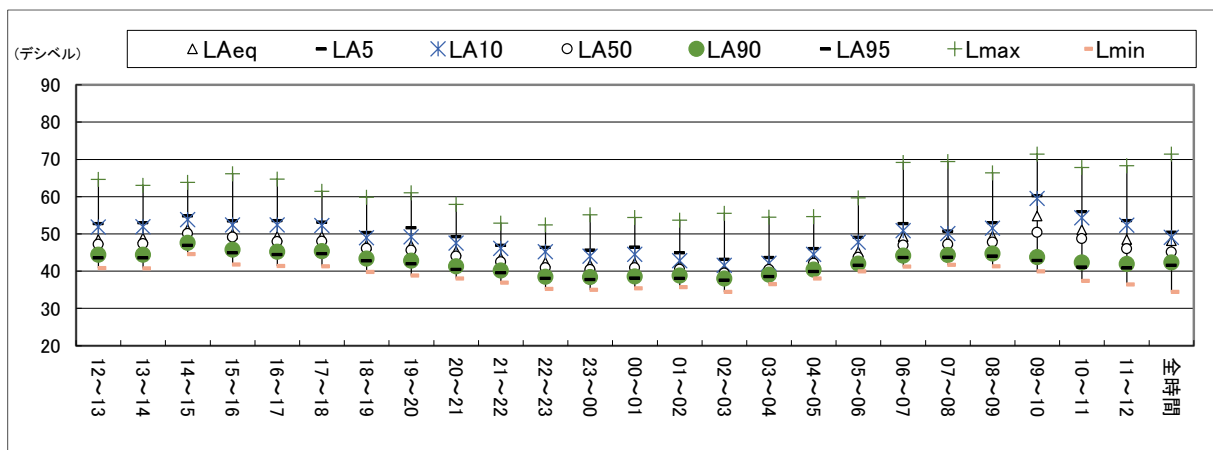


図 4-10 騒音レベルの時間変動（調査地点①）

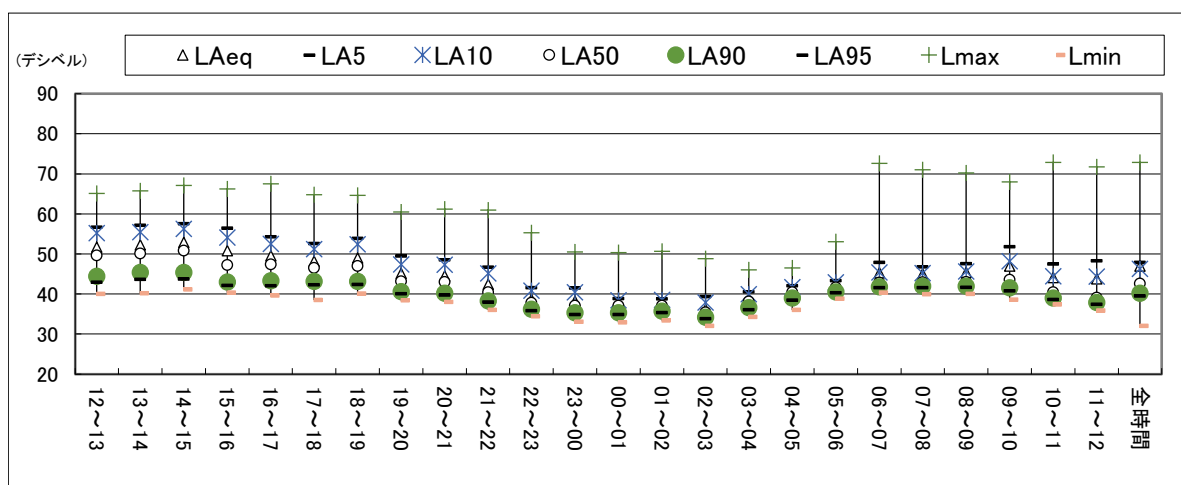


図 4-11 騒音レベルの時間変動（調査地点②）

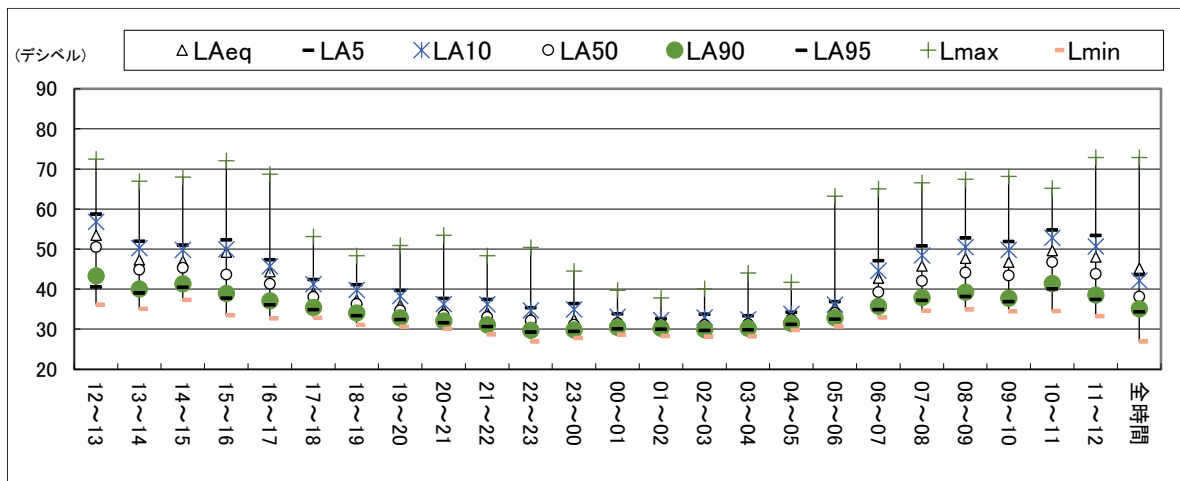


図 4-12 騒音レベルの時間変動（調査地点③）

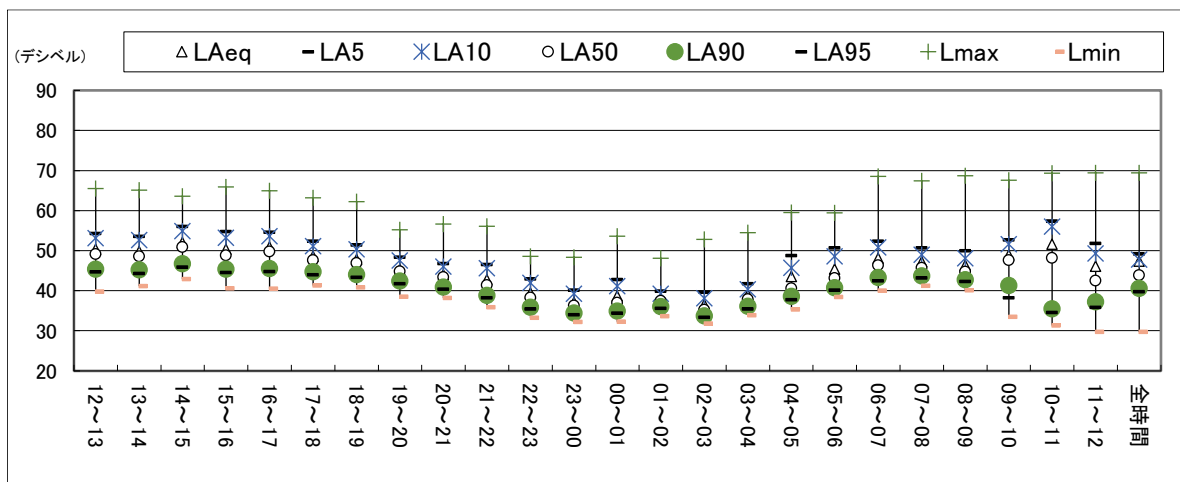


図 4-13 騒音レベルの時間変動（調査地点④）

3—4. 予 測

1) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

2) 予測項目

予測項目は、施設の稼働に伴う騒音レベルとした。

3) 予測方法

予測方法は、現有施設稼働時における現地調査結果に加え、現有施設と計画施設の機器変更に伴う騒音負荷の変化を踏まえた定性的な予測とした。

4) 予測条件

(1) 現地調査結果

前項の3-3. 現況把握に示したとおり。

(2) 現有施設と計画施設の騒音負荷量

① 現有施設と計画施設の機器騒音

今回の施設計画における、現有施設の騒音発生対象機器は表 4-26 に、計画施設の騒音発生対象機器は表 4-27 に示すとおりである。

施設計画における主な変更点としては、汚泥処理設備に関わる排気ファン、冷却ファン、燃焼ファン、焼却コンプレッサーの廃止である。あわせて、IZ 処理設備に関わる IZ 循環ポンプ、ならびに高度処理に関わるコンプレッサーも同様に廃止となる。

新たに追加される設備としては、汚泥貯留槽攪拌ブロワ、中継槽攪拌ブロワ、曝気ブロワ、計装用コンプレッサーが追加される。

表 4-26 現有施設の騒音発生対象機器

No	機器名称	基数	形 式	能 力	騒音レベル(dB)
①	分離機	2	遠心分離型脱水機	14.8m ³ /時	80
②	砂ろ過洗浄ブロワ	1	ルーツブロワー	1.0m ³ /分	73
③	コンプレッサー	1	ベビコン	0.24m ³ /分	71
④	排気ファン	1	ターボファン	240m ³ /分	104
⑤	冷却ファン	1	ターボファン	65m ³ /分	84
⑥	燃焼ファン	1	ターボファン	55m ³ /分	84
⑦	焼却コンプレッサー	1	ベビコン	0.08m ³ /分	69
⑧	高濃度臭気ファン	1	ターボファン	23m ³ /分	77
⑨	中濃度臭気ファン	1	ターボファン	52m ³ /分	91
⑩	低濃度臭気ファン	1	ターボファン	213m ³ /分	83
⑪	受入室臭気ファン	1	ターボファン	255m ³ /分	83
⑫	IZ 循環ポンプ	1	汚水汚物渦巻ポンプ	29m ³ /時	85

資料) 騒音レベルはメーカーヒアリングによる

表 4-27 計画施設の騒音発生対象機器

No	機器名称	基数	形 式	能 力	騒音レベル(dB)
①	汚泥脱水機	2	遠心脱水機	8.2m³/時	80
②	汚泥貯留槽攪拌ブロワ	1	ルーツブロア	1.14m³/分	76
③	中継槽攪拌ブロワ	1	ルーツブロア	1.9m³/分	80
④	曝気ブロワ	1	ルーツブロワ	4.3m³/分	81
⑤	砂ろ過洗浄ブロワ	1	ルーツブロワ	1.0m³/分	72
⑥	高濃度臭気ファン	1	ターボファン	23m³/分	88
⑦	中濃度臭気ファン	1	ターボファン	52m³/分	88
⑧	低濃度臭気ファン	1	ターボファン	213m³/分	83
⑨	受入室臭気ファン	1	ターボファン	255m³/分	83
⑩	計装用コンプレッサー	1	オイルフリーベピコン	0.24m³/分	74

資料) 騒音レベルはメーカーヒアリングによる

②騒音負荷量の計算方法

騒音負荷量の算定式は以下のとおり。

$$L_{total} = 10 \log_{10} \left(\sum_{i=1}^n 10^{\frac{L_i}{10}} \right)$$

L_{total} : 全体の騒音負荷量

L_i : i 番目の機器の騒音レベル (dB)

n: 機器台数

5) 予測結果

現有施設における現地調査の結果、環境基準及び規制基準のどちらに対しても、全ての敷地境界及び全ての時間帯において基準値を下回っていた。

現有施設と計画施設における、全体の騒音負荷レベルを比較すると表 4-28 に示す結果となり、現況よりも騒音負荷レベルが低くなると予測される。この予測結果を踏まえて設定した各測定地点における将来予測騒音レベルは、表 4-29 に示すとおりである。

これらの結果から、計画施設においても規制基準値を下回ると考えられる。

表 4-28 騒音負荷レベルの比較結果

単位: dB

現有施設 騒音負荷レベル	計画施設 騒音負荷レベル
104	93

表 4-29 騒音負荷レベルの予測結果

単位：dB

予測地点	時間区分	現有施設 現況騒音レベル (L _{A5})	計画施設 将来予測騒音レベル (L _{A5})
調査地点①	朝 (6～ 8 時)	50	50 以下
	昼間 (8～19 時)	54	54 以下
	夕 (19～22 時)	50	50 以下
	夜間 (22～ 6 時)	46	46 以下
調査地点②	朝 (6～ 8 時)	48	48 以下
	昼間 (8～19 時)	53	53 以下
	夕 (19～22 時)	48	48 以下
	夜間 (22～ 6 時)	41	41 以下
調査地点③	朝 (6～ 8 時)	43	43 以下
	昼間 (8～19 時)	51	51 以下
	夕 (19～22 時)	43	43 以下
	夜間 (22～ 6 時)	35	35 以下
調査地点④	朝 (6～ 8 時)	49	49 以下
	昼間 (8～19 時)	54	54 以下
	夕 (19～22 時)	49	49 以下
	夜間 (22～ 6 時)	43	43 以下

3—5. 影響の分析

1) 影響の分析方法

影響の分析は、本事業において、生活環境への影響を回避または低減するための適切な対策が採用されているかどうか、並びに予測結果が生活環境の保全上の目標を満足しているかどうかを検討することにより行った。

本事業における環境保全対策及び生活環境の保全上の目標は以下に示すとおりである。

(1) 環境保全対策

施設の稼働に伴う騒音の影響について、以下に示す対策を行う。

- ・事業予定地の敷地境界において、騒音規制法等で規制されている規制基準を踏まえた本施設の計画値を設定し遵守する。
- ・設備は適切に維持管理し、異常な騒音を生じさせない。
- ・定期点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。
- ・騒音が懸念される場合は、防音壁、防音カバー等を設置し、騒音を減少させる対策を行う。

(2) 生活環境の保全上の目標

本事業における生活環境の保全上の目標（環境保全目標）を以下のとおり設定した。

施設の稼働に伴う騒音に係る環境保全目標は、「周辺住民の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」とし、目標値は、事業予定地の敷地境界上において、騒音規制法及び愛知県生活環境の保全等に関する条例等で規制されている規制基準とした。

表 4-30 環境保全目標（施設の稼働に伴う騒音）

地 点	時間区分	環境保全の目標値
事業予定地敷地境界	朝 : 6～8 時	55 dB 以下
	昼間 : 8～19 時	60 dB 以下
	夕 : 19～22 時	55 dB 以下
	夜間 : 22～6 時	50 dB 以下

2) 影響の分析結果

(1) 影響の回避または低減

騒音防止策として以下の措置を講ずることにより、騒音による生活環境への影響の回避または低減が図れているものと判断する。

- ・事業予定地の敷地境界において、騒音規制法等で規制されている規制基準を踏まえた本施設の計画値を設定し遵守する。
- ・設備は適切に維持管理し、異常な騒音を生じさせない。
- ・定期点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。
- ・騒音が懸念される場合は、防音壁、防音カバー等を設置し、騒音を減少させる対策を行う。

(2) 生活環境の保全上の目標との整合性

影響の分析結果は、表 4-31 に示すとおりである。

予測の結果、将来予測騒音レベルは、全ての敷地境界で環境保全目標を満足しており、目標は達成されるものと分析された。

表 4-31 影響の分析結果（施設の稼働に伴う騒音）

単位：dB

予測地点	時間区分	予測結果 (将来予測騒音レベル)	環境保全目標	
			目標値	適 否 (○:適、-:否)
調査地点①	朝 (6～8時)	50 以下	55	○
	昼間(8～19時)	54 以下	60	○
	夕 (19～22時)	50 以下	55	○
	夜間(22～6時)	46 以下	50	○
調査地点②	朝 (6～8時)	48 以下	55	○
	昼間(8～19時)	53 以下	60	○
	夕 (19～22時)	48 以下	55	○
	夜間(22～6時)	41 以下	50	○
調査地点③	朝 (6～8時)	43 以下	55	○
	昼間(8～19時)	51 以下	60	○
	夕 (19～22時)	43 以下	55	○
	夜間(22～6時)	35 以下	50	○
調査地点④	朝 (6～8時)	49 以下	55	○
	昼間(8～19時)	54 以下	60	○
	夕 (19～22時)	49 以下	55	○
	夜間(22～6時)	43 以下	50	○

4. 振 動

4—1. 調査対象地域

調査対象地域については、計画施設から発生する振動が相当程度変化すると考えられる、事業予定地及びその周辺とした。

4—2. 既存資料調査

施設周辺に関する振動の調査資料は、確認されなかった。

4—3. 現況把握

1) 調査項目

施設の稼働に伴い工場・事業場振動の発生が考えられる。そのため調査項目は以下のとおりとした。なお、現地調査では現有施設の通常稼働時を対象とした。

- ・環境振動：振動レベル（時間率振動レベル）

2) 調査地点

調査地点は、騒音調査と同様、事業予定地敷地境界における4地点とした（図4-9参照）。

3) 調査時期

調査時期は、騒音調査と同様、表4-32に示す時期とした。なお、現地調査では、現有施設の通常稼働時を対象とした。

表 4-32 調査時期

調査項目		調査期間
環境振動	振動レベル	令和7年11月26日12時～11月27日12時 連続24時間測定

4) 調査方法

調査方法と測定機器は、表 4-33 及び表 4-34 に示すとおりである。

表 4-33 調査方法

調査項目		調査方法
環境振動	振動レベル	・自動測定機による 24 時間連続測定 ・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和 51 年環境庁告示第 90 号) に規定される方法

表 4-34 測定機器

項 目	測定機器名	メーカー (型式)	測定条件
振動レベル	振動レベル計	リオン製 (VM-57)	周波数重み特性 鉛直振動 測定方向 Z 方向 サンプル周期 1sec

5) 調査結果

調査結果は表 4-35 に示すとおりである。

振動規制法における規制基準の評価値 (L_{10} : 80%レンジの上端値) について確認したところ、全地点・全時間区分で基準値を下回った。

また、各調査地点における振動レベルの時間変動は、図 4-14～図 4-17 に示すとおりである。

表 4-35 規制基準との比較結果

(単位: dB)

調査地点	昼間 (7～20時)	夜間 (20～7時)
①	22	17
②	23	18
③	20	14
④	17	12
規制基準	65	60

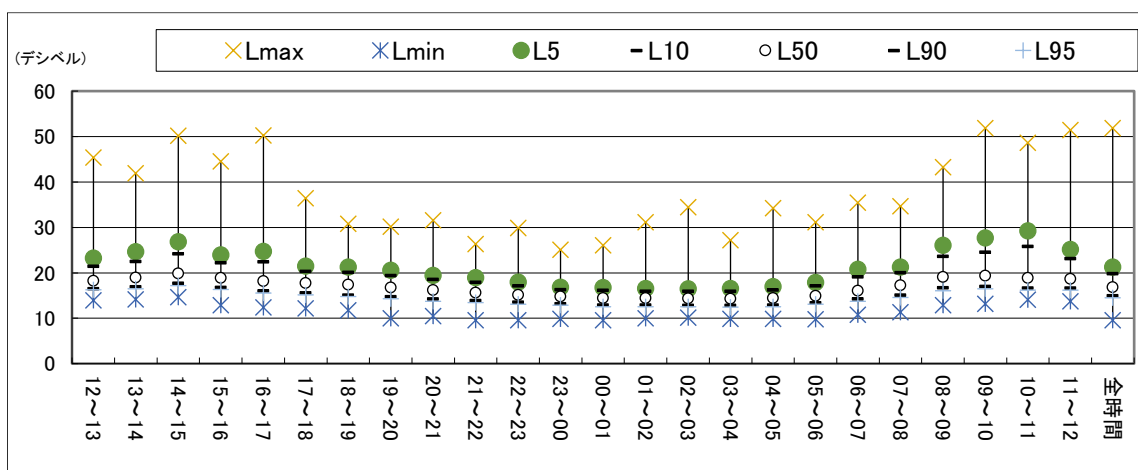


図 4-14 振動レベルの時間変動（調査地点①）

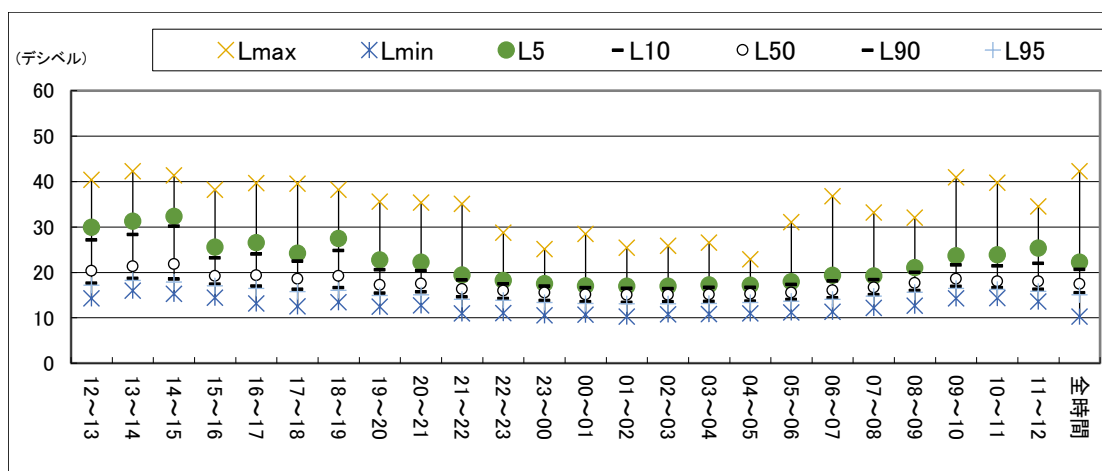


図 4-15 振動レベルの時間変動（調査地点②）

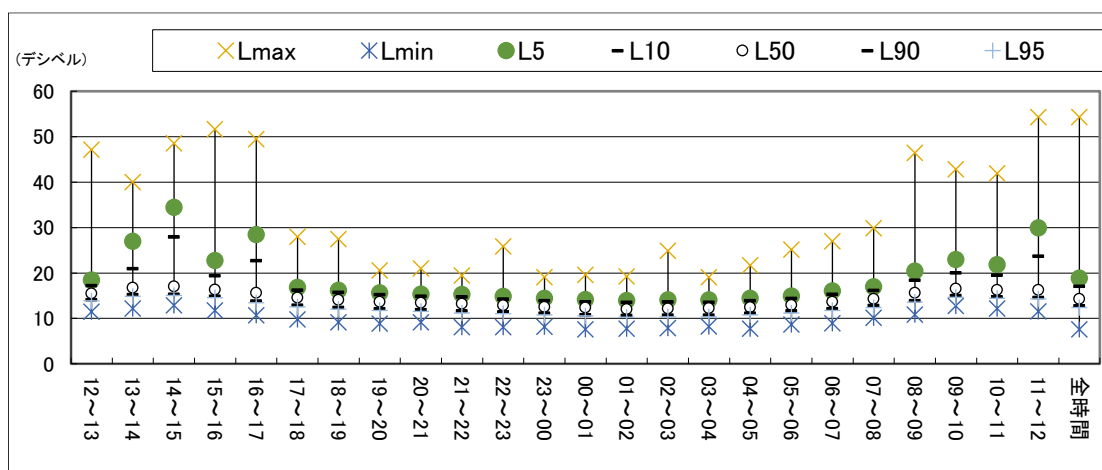


図 4-16 振動レベルの時間変動（調査地点③）

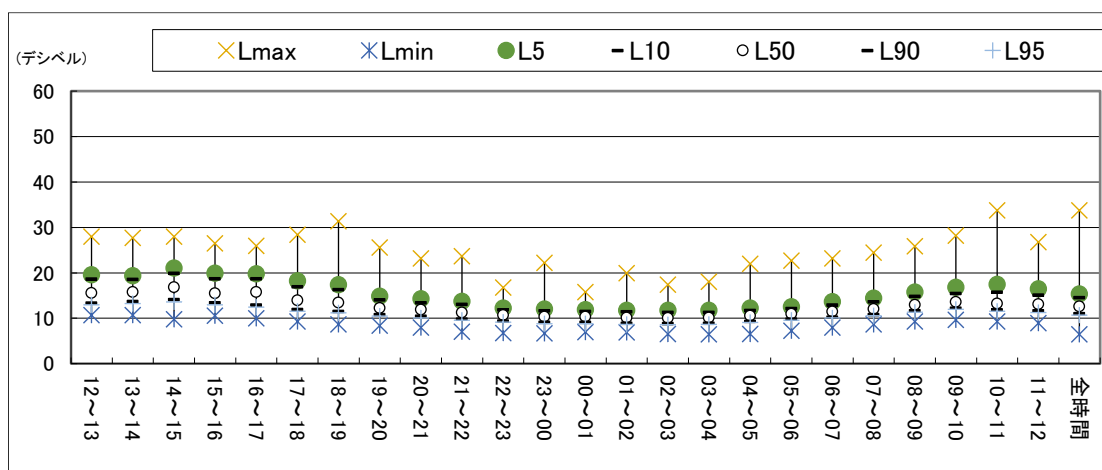


図 4-17 振動レベルの時間変動（調査地点④）

4—4. 予 測

1) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

2) 予測項目

予測項目は、施設の稼働に伴う振動レベルとした。

3) 予測方法

予測方法は、現有施設稼働時における現地調査結果に加え、現有施設と計画施設の機器変更に伴う振動負荷の変化を踏まえた定性的な予測とした。

4) 予測条件

(1) 現地調査結果

前項の 4—3. 現況把握に示したとおり。

(2) 現有施設と計画施設の振動負荷量

① 現有施設と計画施設の機器振動

今回の施設計画における、現有施設の振動発生対象機器は表 4-36 に、計画施設の振動発生対象機器は表 4-37 に示すとおりである。

施設計画における主な変更点としては、汚泥処理設備に関わる排気ファン、冷却ファン、燃焼ファン、焼却コンプレッサーの廃止である。あわせて、高度処理に関わるコンプレッサーも同様に廃止となる。

新たに追加される設備としては、汚泥貯留槽攪拌ブロワ、中継槽攪拌ブロワ、曝気ブロワ、計装用コンプレッサーが追加される。

表 4-36 現有施設の振動発生対象機器

No	機器名称	基数	形 式	能 力	振動レベル(dB)
①	砂ろ過洗浄ブロワ	1	ルーツブロワー	1.0m ³ /分	73
②	コンプレッサー	1	ベビコン	0.24m ³ /分	72
③	排気ファン	1	ターボファン	240m ³ /分	80
④	冷却ファン	1	ターボファン	65m ³ /分	55
⑤	燃焼ファン	1	ターボファン	55m ³ /分	55
⑥	焼却コンプレッサー	1	ベビコン	0.08m ³ /分	72
⑦	高濃度臭気ファン	1	ターボファン	23m ³ /分	55
⑧	中濃度臭気ファン	1	ターボファン	52m ³ /分	55
⑨	低濃度臭気ファン	1	ターボファン	213m ³ /分	55
⑩	受入室臭気ファン	1	ターボファン	255m ³ /分	55

資料) 振動レベルはメーカーヒアリングによる

表 4-37 計画施設の振動発生対象機器

No	機器名称	基数	形 式	能 力	振動レベル(dB)
①	汚泥貯留槽攪拌ブロワ	1	ルーツブロア	1.14m ³ /分	73
②	中継槽攪拌ブロワ	1	ルーツブロア	1.9m ³ /分	73
③	曝気ブロワ	1	ルーツブロワ	4.3m ³ /分	73
④	砂ろ過洗浄ブロワ	1	ルーツブロワ	1.0m ³ /分	73
⑤	高濃度臭気ファン	1	ターボファン	23m ³ /分	55
⑥	中濃度臭気ファン	1	ターボファン	52m ³ /分	55
⑦	低濃度臭気ファン	1	ターボファン	213m ³ /分	55
⑧	受入室臭気ファン	1	ターボファン	255m ³ /分	55
⑨	計装用コンプレッサー	1	オイルフリーベビコン	0.24m ³ /分	72

資料) 振動レベルはメーカーヒアリングによる

②振動負荷量の計算方法

振動負荷量の算定式は以下のとおり。

$$L_{total} = 10 \log_{10} \left(\sum_{i=1}^n 10^{\frac{L_i}{10}} \right)$$

L_{total} ：全体の振動負荷量

L_i ：i 番目の機器の振動レベル（dB）

n：機器台数

5）予測結果

現有施設における現地調査の結果、振動規制法における規制基準の評価値に対して、全ての敷地境界及び全ての時間帯において基準値を下回っていた。

現有施設と計画施設における、全体の振動負荷レベルを比較すると表 4-38 に示す結果となり、現況よりも振動負荷レベルが低くなると予測される。この予測結果を踏まえて設定した各測定地点における将来予測振動レベルは表 4-39 に示すとおりである。

これらの結果から、計画施設においても規制基準値を下回ると考えられる。

表 4-38 振動負荷レベルの比較結果

単位：dB

現有施設 振動負荷レベル	計画施設 振動負荷レベル
82	80

表 4-39 予測結果

単位：dB

予測地点	時間区分	現有施設 現況振動レベル (L_{10})	計画施設 将来予測振動レベル (L_{10})
調査地点①	昼間 (7～20 時)	22	22 以下
	夜間 (20～ 7 時)	17	17 以下
調査地点②	昼間 (7～20 時)	23	23 以下
	夜間 (20～ 7 時)	18	18 以下
調査地点③	昼間 (7～20 時)	20	20 以下
	夜間 (20～ 7 時)	14	14 以下
調査地点④	昼間 (7～20 時)	17	17 以下
	夜間 (20～ 7 時)	12	12 以下

4—5. 影響の分析

1) 影響の分析方法

影響の分析は、本事業において、生活環境への影響を回避または低減するための適切な対策が採用されているかどうか、並びに予測結果が生活環境の保全上の目標を満足しているかどうかを検討することにより行った。

本事業における環境保全対策及び生活環境の保全上の目標は以下に示すとおりである。

(1) 環境保全対策

施設の稼働に伴う振動の影響について、以下に示す対策を行う。

- ・事業予定地の敷地境界において、振動規制法等で規制されている規制基準を踏まえた本施設の計画値を設定し遵守する。
- ・振動が懸念される場合は、防振ゴムや防振架台等を設置し、振動を減少させる対策を行う。
- ・設備は適切に維持管理し、異常な振動を生じさせない。
- ・定期点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。

(2) 生活環境の保全上の目標（環境保全目標）

本事業における生活環境の保全上の目標（環境保全目標）を以下のとおり設定した。

施設の稼働に伴う振動に係る環境保全目標は、「周辺住民の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」とし、目標値は、事業予定地の敷地境界上において、振動規制法及び愛知県生活環境の保全等に関する条例等で規制されている規制基準とした。

表 4-40 環境保全目標（施設の稼働に伴う振動）

地 点	時間区分	環境保全の目標値
事業予定地敷地境界	昼間：7～20 時	65 dB 以下
	夜間：20～7 時	60 dB 以下

2) 影響の分析結果

(1) 影響の回避または低減

振動防止策として以下の措置を講ずることにより、振動による生活環境への影響の回避または低減が図れているものと判断する。

- ・事業予定地の敷地境界において、振動規制法等で規制されている規制基準を踏まえた本施設の計画値を設定し遵守する。
- ・振動が懸念される場合は、防振ゴムや防振架台等を設置し、振動を減少させる対策を行う。
- ・設備は適切に維持管理し、異常な振動を生じさせない。
- ・定期点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。

(2) 生活環境の保全上の目標との整合性

影響の分析結果は、表 4-41 に示すとおりである。

予測の結果、将来予測振動レベルは、全ての敷地境界で環境保全目標を満足しており、目標は達成されるものと分析された。

表 4-41 影響の分析結果（施設の稼働に伴う振動）

単位：dB

予測地点	時間区分	将来予測振動レベル	環境保全目標	
			目標値	適 否 (○:適、-:否)
調査地点①	昼間(7～20 時)	22 以下	65	○
	夜間(20～ 7 時)	17 以下	60	○
調査地点②	昼間(7～20 時)	23 以下	65	○
	夜間(20～ 7 時)	18 以下	60	○
調査地点③	昼間(7～20 時)	20 以下	65	○
	夜間(20～ 7 時)	14 以下	60	○
調査地点④	昼間(7～20 時)	17 以下	65	○
	夜間(20～ 7 時)	12 以下	60	○

5. 悪 臭

5—1. 調査対象地域

調査対象地域については、計画施設から発生する悪臭が相当程度変化すると考えられる、事業予定地及びその周辺とした。

5—2. 既存資料調査

施設周辺に関する悪臭の調査資料は、確認されなかった。

5—3. 現況把握

1) 調査項目

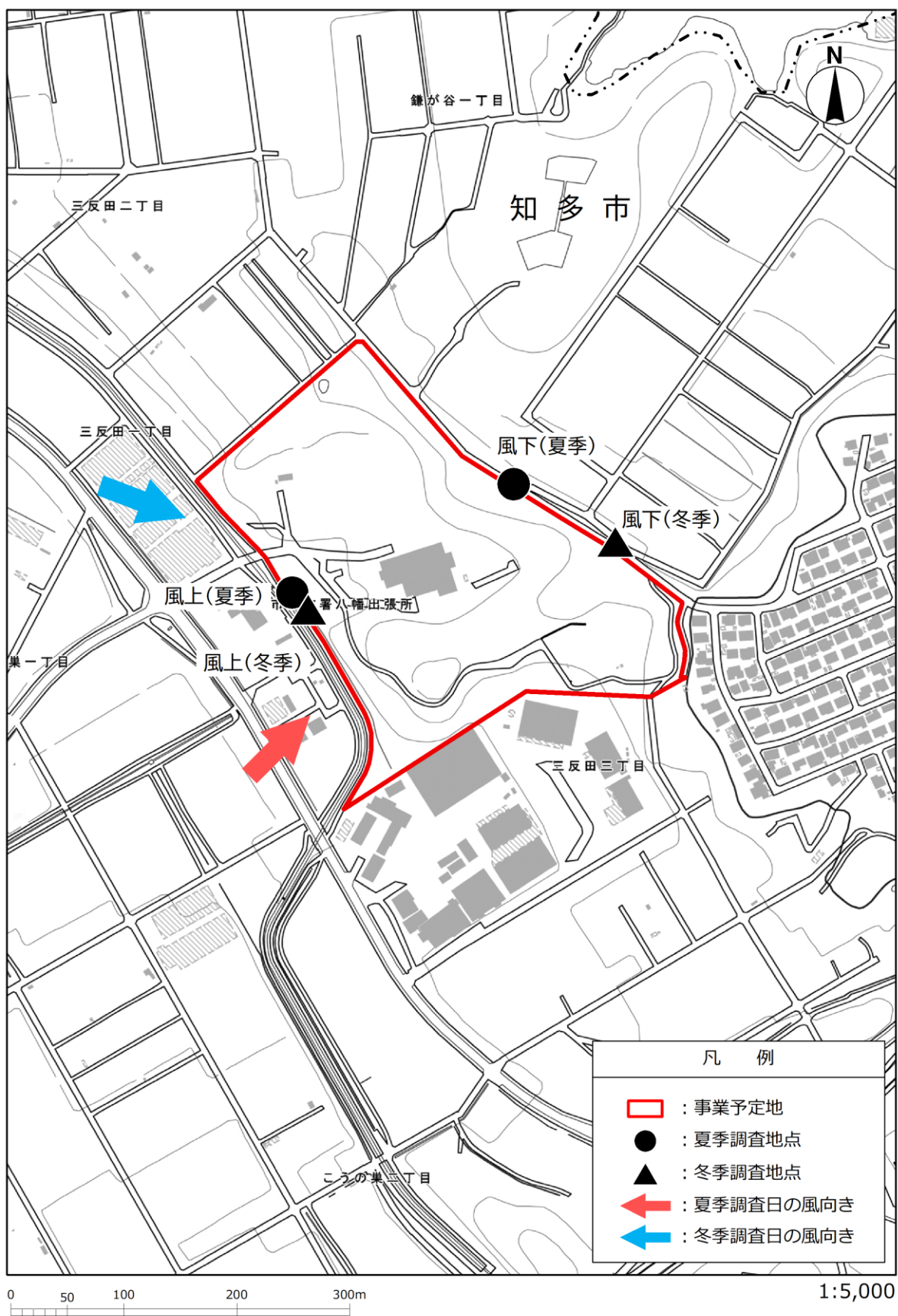
施設の稼働に伴い事業予定地周辺へ悪臭が漏洩する可能性が考えられる。そのため調査項目は以下のとおりとした。

- ・臭気指数（臭気濃度）

2) 調査地点

調査地点は図 4-18 に示すとおりである。

調査当日の風向きから設定した敷地境界の風上側及び風下側の 2 地点とした。



資料) 国土交通省国土地理院HP「地理院地図(電子国土WEB)」より作成

図 4-18 悪臭調査地点位置図

3) 調査時期

調査時期は、表 4-42 に示すとおりである。

なお、現地調査では現有施設の通常稼働時を対象とした。

表 4-42 調査時期

時期	調査項目	調査地点	調査日
夏季	臭気指数(臭気濃度)	敷地境界風上 敷地境界風下	令和 7 年 8 月 18 日 (月) 天候：晴れ
冬季	臭気指数(臭気濃度)	敷地境界風上 敷地境界風下	令和 7 年 12 月 18 日 (木) 天候：晴れ

4) 調査方法

臭気指数の調査方法は、表 4-43 に示すとおりである。

臭気指数については、「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」(平成 7 年 環境庁 告示第 63 号)に準拠した。

表 4-43 調査方法 (臭気指数)

調査項目	捕集方法	分 析 方 法	
臭気指数 ^{注 1)} (臭気濃度 ^{注 2)})	直接	三点比較式臭袋法 ^{注 3)}	平成 7 年環境庁告示第 63 号

注 1) 臭気指数 $=10\log_{10}$ (臭気濃度)

2) 臭気濃度：臭気のある空気は無臭の空気です臭気の感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数

3) 三点比較式臭袋法：人間の鼻(嗅覚)で悪臭を判別して測定する官能法の一つ

5) 調査結果

調査結果は、表 4-44 に示すとおりである。

臭気指数（臭気濃度）については、敷地境界風上、敷地境界風下において、夏季及び冬季ともに定量下限値未満であり、規制基準を下回っていた。

表 4-44 調査結果（臭気指数）

調査項目	単位	夏 季		冬 季	
		敷地境界 風上	敷地境界 風下	敷地境界 風上	敷地境界 風下
採取日	—	8/18	8/18	12/18	12/18
採取時刻	—	14:30	14:40	14:40	14:53
当日天候	—	晴	晴	晴	晴
気温	℃	36.1	35.4	12.1	12.1
湿度	%	48	50	40	39
風向	—	南西	南西	西北西	西北西
風速	m/s	1.5	1.2	1.2	1.2
臭気指数	—	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満
臭気濃度	—	10 未満	10 未満	10 未満	10 未満
規制基準 ^{注)} (臭気指数)		15	15	15	15

注) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について 平成 30 年 3 月 30 日改正 告示第 56 号（知多市）

5—4. 予 測

1) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

2) 予測項目

予測項目は、施設から漏洩する悪臭の影響について、臭気指数とした。

3) 予測方法

施設から漏洩する悪臭の影響についての予測方法は、現地調査結果及び悪臭対策を踏まえた定性的な予測とした。

4) 予測条件

(1) 現地調査結果

前項の5-3. 現況把握に示したとおり。

(2) 悪臭対策

現有施設における悪臭対策として以下の対策を実施しており、これらは計画施設においても継続して行う。

- ・ 定期点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。
- ・ 適切な運転管理を実施することで、周辺環境に影響を及ぼす悪臭の発生を抑制する。

5) 予測結果

現有施設における現地調査結果について、敷地境界風上及び風下における臭気指数は、夏季及び冬季ともに定量下限値未満であり、悪臭防止法の規制基準を下回っていた。

また、現有施設で実施している悪臭対策は、計画施設においても継続することから、計画施設における臭気指数は現有施設と同程度になると予測される。

計画施設の予測結果は、表 4-45 に示すとおりである。

表 4-45 予測結果

項 目	予測地点	現有施設	計画施設
臭気指数	敷地境界	10 未満	10未満

5—5. 影響の分析

1) 影響の分析方法

影響の分析は、本事業において、生活環境への影響を回避または低減するための適切な対策が採用されているかどうか、並びに予測結果が生活環境の保全上の目標を満足しているかどうかを検討することにより行った。

本事業における環境保全対策及び生活環境の保全上の目標を以下に示す。

(1) 環境保全対策

施設からの悪臭の漏洩による影響について、以下に示す対策を行う。

- ・事業予定地の敷地境界において、悪臭防止法等で規制されている規制基準を踏まえた本施設の計画値を設定し遵守する。
- ・定期点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。
- ・設備能力の適正な設定及び適切な運転管理を実施することで、周辺環境に影響を及ぼす悪臭の発生を抑制する。

(2) 生活環境の保全上の目標（環境保全目標）

本事業における生活環境の保全上の目標（環境保全目標）を以下のとおり設定した。

施設から漏洩する悪臭に係る環境保全目標は、「大部分の地域住民が日常生活において関知しない程度」とし、目標値は、事業予定地の敷地境界上において、悪臭防止法で規制されている規制基準とした。

表 4-46 環境保全目標（施設から漏洩する悪臭）

項 目	環境保全目標
臭気指数	事業予定地敷地境界 臭気指数 15 以下

2) 影響の分析結果

(1) 影響の回避または低減

悪臭防止策として以下の措置を講ずることにより、悪臭による生活環境への影響の回避または低減が図れているものと判断する。

- ・事業予定地の敷地境界において、悪臭防止法等で規制されている規制基準を踏まえた本施設の計画値を設定し遵守する。
- ・定期点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。
- ・設備能力の適正な設定及び適切な運転管理を実施することで、周辺環境に影響を及ぼす悪臭の発生を抑制する。

(2) 生活環境の保全上の目標との整合性

影響の分析結果は、表 4-47 に示すとおりである。

予測の結果、将来の臭気指数は、全ての敷地境界で環境保全目標を満足しており、目標は達成されるものと分析された。

表 4-47 影響の分析結果（施設から漏洩する悪臭）

予測項目	予測地点	予測結果 (計画施設)	環境保全目標	
			目標値	適 否 (○:適、一:否)
臭気指数	敷地境界	10未満	15	○

6. 水質

6—1. 調査対象地域

放流先河川である野崎川と、当該河川が下流で合流する信濃川を調査対象地域とした。

6—2. 既存資料調査

1) 既存調査

知多市は、令和6年に河川5地点、海域1地点において、水質汚濁測定調査を行っている。そのうち、事業予定地に最も近い地点は「信濃橋」であり、測定地点は図4-19に示すとおりである。測定結果は表4-48及び表4-49に示すとおりである。

知多市の河川は類型指定がないため、生活環境項目に環境基準は設定されていない。参考比較値として、pH、BOD、SS、D₀については、生活環境の保全に関する環境基準の河川E類型の基準、PFOS及びPFOAについては、令和7年6月30日付け「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」に定める指針値としている。

健康項目については、全項目で環境基準に適合した。



資料)「知多市の環境 令和7年版(令和6年度実績)」より作成

図4-19 水質汚濁測定地点位置図

表 4-48 水質汚濁測定結果

【健康項目】

単位：mg/ℓ

項 目	信濃橋	環境基準
カドミウム	< 0.0003	0.003mg/ℓ以下
全シアン	不検出	検出されないこと
鉛	< 0.005	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	< 0.01	0.02mg/ℓ以下
砒素	< 0.005	0.01mg/ℓ以下
総水銀	< 0.0005	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	不検出	検出されないこと
PCB	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	< 0.002	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	< 0.0002	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	< 0.0004	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	< 0.01	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.004	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0005	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	< 0.0006	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	< 0.002	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	< 0.0005	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	< 0.0002	0.002mg/ℓ以下
チウラム	< 0.0006	0.006mg/ℓ以下
シマジン	< 0.0003	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	< 0.002	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	< 0.001	0.01mg/ℓ以下
セレン	< 0.002	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1.1	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.31	0.8mg/ℓ以下
ほう素	0.04	1mg/ℓ以下
1,4-ジオキサン	< 0.005	0.05mg/ℓ以下

注1) 採取日は、令和6年7月4日

注2) 不等号は、定量下限未満を示す。

資料)「知多市の環境 令和7年版（令和6年度実績）」

表 4-49 水質汚濁測定結果

【生活環境項目】

項 目	信濃橋	参考比較値
水素イオン濃度（pH）	7.6	6.0mg/ℓ以上8.5mg/ℓ以下
生物化学的酸素要求量（BOD）mg/ℓ	1.2	10mg/ℓ以下
浮遊物質量（SS）mg/ℓ	7	ごみ等の浮遊が認められないこと
溶存酸素量（DO）mg/ℓ	8.4	2mg/ℓ以上
全窒素 mg/ℓ	1.2	—
全リン mg/ℓ	0.13	—
陰イオン界面活性剤 mg/ℓ	0.06	—
PFOS及びPFOA ng/ℓ	10	50ng/ℓ以下

注1) 採水日は、令和6年7月4日、令和6年9月18日、令和6年12月2日、令和7年2月10日

注2) 測定結果は年平均値。

注3) PFOS及びPFOAは、2024年4月より水質汚濁に係る環境基準の生活環境項目に追加され、公共用水域における基準値(合計50ng/ℓ)が設定された。

注4) PFOS及びPFOAの測定は、年1回の実施（採水日は、令和6年12月2日）

資料)「知多市の環境 令和7年版（令和6年度実績）」

6—3. 現況把握

1) 調査項目

現況把握の対象項目は、水質の環境基準項目等とし、以下のとおり調査を実施した。

なお、現地調査は現有施設の通常稼働時を対象とした。

- ・生活環境の保全に関する環境基準項目（8項目）
- ・人の健康の保護に関する環境基準項目（27項目）
- ・全窒素（T-N）、全りん（T-P）
- ・流量

生活環境の保全に関する環境基準項目については、調査対象である野崎川及び信濃川はいずれも環境基準の類型指定を受けていないが、水質の現況を把握するため、調査項目とした。

また、全窒素、全りんを調査項目に含めている理由としては、生活環境影響調査指針にて、「T-N, T-P を含む排水をそれらの排水基準が適用される水域に放流される場合は、水質の調査項目として選定する」と定められているためである。処理水の流入先である伊勢湾は「窒素含有量又はリン（りん）含有量についての排水基準に係る海域」に指定されていることから、本調査では全窒素（T-N）及び全りん（T-P）を水質調査項目に追加した。

2) 調査地点

調査地点は、図 4-20 に示すとおりである。

敷地境界からの放流直下、河川合流点 1、河川合流点 2 の 3 地点である。

3) 調査時期

調査時期は、表 4-50 に示すとおりである。

表 4-50 調査時期

時期	調査項目	調査地点	調査日
夏季	・生活環境の保全に関する環境基準項目（8 項目） ・人の健康の保護に関する環境基準項目（27 項目）	放流直下 河川合流点 1 河川合流点 2	令和 7 年 8 月 18 日（月） 天候：晴れ
冬季	・全窒素（T-N）、全りん（T-P） ・流量		令和 7 年 12 月 18 日（木） 天候：晴れ

4) 調査方法

調査方法は、表 4-51 に示すとおりである。

表 4-51 調査方法

調査項目		調査方法
水 質	生活環境の保全に関する 環境基準項目（8 項目）	【採水方法】 ・「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質保全局）に規定される方法 【分析方法】 ・「水質汚濁に係る環境基準について」（令和 7 年環境省告示第 35 号） に規定される方法
	人の健康の保護に関する 環境基準項目（27 項目）	
	全窒素（T-N） 全りん（T-P）	
水 象	流 量	・「水質調査方法」（昭和 46 年環境庁水質保全局）に規定される方法。

5) 調査結果

夏季の調査結果は表 4-52 に、冬季の調査結果は表 4-53 に示すとおりである。

流量は、夏季においては、放流直下が $0.044\text{m}^3/\text{s}$ 、河川合流点 1 が $0.21\text{m}^3/\text{s}$ 、河川合流点 2 が $0.40\text{m}^3/\text{s}$ で、冬季においては、放流直下が $0.012\text{m}^3/\text{s}$ 、河川合流点 1 が $0.024\text{m}^3/\text{s}$ 、河川合流点 2 が $0.089\text{m}^3/\text{s}$ となり、いずれも、時期別比率（夏季/冬季）が 3.7～8.8 を示し、季節変化が見られた。

水質汚濁の指標である BOD についてみると、夏季においては、放流直下が $1.7\text{mg}/\ell$ 、河川合流点 1 が $1.5\text{mg}/\ell$ 、河川合流点 2 が $1.2\text{mg}/\ell$ と流下するにつれて濃度が減少していた。冬季においては、放流直下が $0.5\text{mg}/\ell$ 、河川合流点 1 が $0.7\text{mg}/\ell$ 、河川合流点 2 が $2.1\text{mg}/\ell$ と、下流の方が濃度が増加する傾向にあった。

「人の健康の保護に関する環境基準」については、全ての項目、全ての調査地点において基準値を下回る結果となった。

表 4-52 調査結果 (夏季)

項目		単位	放流直下	河川合流点1	河川合流点2	基準
調査時の情報	水温	℃	29.5	28.7	29.7	—
	気温	℃	34.2	33.5	33.9	—
	透視度	度	50以上	39	50以上	—
	流量	m ³ /s	0.044	0.21	0.40	—
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)		7.2 (20℃)	7.4 (20℃)	7.7 (21℃)	—
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	1.7	1.5	1.2	—
	浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	8.8	19	7.3	—
	溶存酸素 (DO)	mg/ℓ	1.8	2.0	2.1	—
	大腸菌数	CFU/100mℓ	600	220	140	—
生物指標	全亜鉛	mg/ℓ	0.003	0.002	0.003	—
	ノニルフェノール	mg/ℓ	0.00006 未満	0.00006 未満	0.00006 未満	—
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	mg/ℓ	0.053	0.0006未満	0.0006未満	—
人の健康の保護に関する環境基準	カドミウム	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003mg/ℓ以下
	全シアン	mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	検出されないこと。
	鉛	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01mg/ℓ以下
	六価クロム	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02mg/ℓ以下
	砒素	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01mg/ℓ以下
	総水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005mg/ℓ以下
	アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと。
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと。
	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02mg/ℓ以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002mg/ℓ以下
	1,2—ジクロロエタン	mg/ℓ	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004mg/ℓ以下
	1,1—ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1mg/ℓ以下
	シス—1,2—ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04mg/ℓ以下
	1,1,1—トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	1mg/ℓ以下
	1,1,2—トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006mg/ℓ以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01mg/ℓ以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01mg/ℓ以下
	1,3—ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002mg/ℓ以下
	ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01mg/ℓ以下
	チウラム	mg/ℓ	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006mg/ℓ以下
	シマジン	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003mg/ℓ以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02mg/ℓ以下
	セレン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01mg/ℓ以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	0.2	0.4	0.2	10mg/ℓ以下
	ふっ素	mg/ℓ	0.16	0.21	0.19	0.8mg/ℓ以下
	ほう素	mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1mg/ℓ以下
	1,4—ジオキサン	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05mg/ℓ以下
その他	全窒素 (T-N)	mg/ℓ	0.65	0.71	0.59	—
	全リン (T-P)	mg/ℓ	0.12	0.24	0.19	—

注1) 未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

表 4-53 調査結果 (冬季)

項目		単位	放流直下	河川合流点1	河川合流点2	基準
調査時の情報	水温	℃	13.1	10.7	9.4	—
	気温	℃	15.2	10.7	11.3	—
	透視度	度	50以上	50以上	50以上	—
	流量	m ³ /s	0.012	0.024	0.089	—
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)		7.3 (19℃)	7.9 (21℃)	7.8 (20℃)	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/ℓ	0.5	0.7	2.1	—
	浮遊物質(SS)	mg/ℓ	1.1	2.7	2.2	—
	溶存酸素(DO)	mg/ℓ	10.7	15.4	13.3	—
	大腸菌数	CFU/100mℓ	22	37	260	—
生物指標	全亜鉛	mg/ℓ	0.016	0.003	0.006	—
	ノニルフェノール	mg/ℓ	0.00006 未満	0.00006 未満	0.00006 未満	—
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	mg/ℓ	0.25	0.0048	0.0086	—
人の健康の保護に関する環境基準	カドミウム	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003mg/ℓ以下
	全シアン	mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	検出されないこと。
	鉛	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01mg/ℓ以下
	六価クロム	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02mg/ℓ以下
	砒素	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01mg/ℓ以下
	総水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005mg/ℓ以下
	アルキル水銀	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと。
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	検出されないこと。
	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02mg/ℓ以下
	四塩化炭素	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002mg/ℓ以下
	1,2—ジクロロエタン	mg/ℓ	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004mg/ℓ以下
	1,1—ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.1mg/ℓ以下
	シス—1,2—ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04mg/ℓ以下
	1,1,1—トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	1mg/ℓ以下
	1,1,2—トリクロロエタン	mg/ℓ	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006mg/ℓ以下
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01mg/ℓ以下
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.01mg/ℓ以下
	1,3—ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002mg/ℓ以下
	ベンゼン	mg/ℓ	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01mg/ℓ以下
	チウラム	mg/ℓ	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006mg/ℓ以下
	シマジン	mg/ℓ	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003mg/ℓ以下
	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02mg/ℓ以下
	セレン	mg/ℓ	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01mg/ℓ以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/ℓ	2.5	1.4	0.9	10mg/ℓ以下
	ふっ素	mg/ℓ	0.17	0.20	0.19	0.8mg/ℓ以下
	ほう素	mg/ℓ	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1mg/ℓ以下
	1,4—ジオキサン	mg/ℓ	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05mg/ℓ以下
その他	全窒素(T-N)	mg/ℓ	2.8	1.6	1.1	—
	全磷(T-P)	mg/ℓ	0.067	0.071	0.067	—

注1) 未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

6—4. 予 測

1) 予測対象時期

予測対象時期は、計画施設の稼働が定常的な状態となる時期とした。

2) 予測項目

施設の稼働に伴う、放流先河川の水質（BOD, SS, T-N, T-P）とした。

3) 予測方法

現地調査結果及び現有施設と計画施設における汚濁負荷量の変化を踏まえた、定性的な予測とした。

4) 予測条件

(1) 汚濁負荷量の計算方法

汚濁負荷量の算定式は以下のとおり。

$$L = C \times Q$$

L：汚濁負荷量（g/日）

C：濃度（mg/ℓ）

BOD：10 mg/ℓ

SS：10 mg/ℓ

T-N：10 mg/ℓ

T-P：1 mg/ℓ

※放流水質の性能保証値（基準値）

※現有施設と計画施設で放流水質に変更はないため、同一の数値を使用

Q：放流量

現有施設 150（m³/日）

計画施設 130（m³/日）

5) 予測結果

現有施設と計画施設における汚濁負荷量の変化を予測した結果は、表 4-54 に示すとおりである。

BOD、SS、T-N、T-P の汚濁負荷量は、いずれも現有施設と比較して 13.3%の削減が見込まれる。なお、現況調査は現有施設からの放流水を含む状態で実施していることから、計画施設の稼働により汚濁負荷量が低減した後の放流先河川の水質は、現況調査結果よりも更に改善されると予測される。

表 4-54 現有施設と計画施設における汚濁負荷量の算出結果

項目	濃度 (mg/ℓ)	現有施設 汚濁負荷量 (g/日)	計画施設 汚濁負荷量 (g/日)	変動率 (%)
BOD	10	1,500	1,300	-13.3%
SS	10	1,500	1,300	-13.3%
T-N	10	1,500	1,300	-13.3%
T-P	1	150	130	-13.3%

6—5. 影響の分析

1) 影響の分析方法

影響の分析は、本事業において、生活環境への影響を回避または低減するための適切な対策が採用されているかどうか、並びに予測結果が生活環境の保全上の目標を満足しているかどうかを検討することにより行った。

本事業における環境保全対策及び生活環境の保全上の目標は以下に示すとおりである。

(1) 環境保全対策

計画施設においては、施設の稼働に伴う放流先河川への影響について、以下に示す対策を行う。

- ・定期点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。
- ・設備能力の適正な設定及び適切な運転管理を実施することで、放流先河川の水質保全に努める。

(2) 生活環境の保全上の目標

本事業における生活環境の保全上の目標（環境保全目標）を以下のとおり設定した。

施設の稼働に伴う水質に係る環境保全目標は、「現況よりも水質を悪化させない」とする。

表 4-55 環境保全目標

項 目	環境保全目標
BOD, SS, T-N, T-P	現況よりも水質を悪化させない

2) 影響の分析結果

(1) 影響の回避または低減

計画施設の施設稼働にあたっては、水質保全策として以下の措置を講ずることにより、放流水による放流先河川の水質及び生活環境への影響の回避または低減が図れているものと判断する。

- ・定期点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。
- ・設備能力の適正な設定及び適切な運転管理を実施することで、放流先河川の水質保全に努める。

(2) 生活環境の保全上の目標との整合性

影響の分析結果は、表 4-56 に示すとおりである。

予測の結果、将来の放流先の汚濁負荷は低減されることから、目標は達成されるものと分析された。

表 4-56 影響の分析結果

予測項目	予測地点	予測結果 (計画施設)	環境保全目標	
			目標値	適 否 (○:適、-:否)
BOD SS T-N T-P	放流先河川	放流水の汚濁負荷量が 現況よりも13%程度削減	現況よりも 水質を悪化させない	○

7. 総合評価

生活環境影響調査項目として設定した騒音、振動、悪臭、水質の予測及び影響分析の結果、すべての項目について環境保全目標を満足しており、環境保全対策を適切に実施することで、計画施設の稼働に伴う生活環境への影響の回避または低減が図れているものと判断する。

以上のことから、本事業の実施が事業予定地周辺の生活環境に影響を及ぼさないものと評価する。